

本日の会議に付した事件

平成25年第1回山元町議会定例会（第1日目）

平成25年3月4日（月）午前10時20分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 追加日程第1 緊急質問
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 5 議案第 8号 山元町鎮魂の日を定める条例
- 日程第 6 議案第 9号 山元町暴力団排除条例
- 日程第 7 議案第10号 山元町子育て支援基金条例
- 日程第 8 議案第12号 山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例
- 日程第 9 議案第13号 山元町指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準等を定める条例
- 日程第10 議案第14号 山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 日程第11 議案第15号 山元町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第12 議案第16号 山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第13 議案第17号 山元町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 日程第14 議案第18号 山元町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 日程第15 議案第19号 山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第16 議案第20号 山元町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
- 日程第17 議案第21号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第22号 山元町町民体育館条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第23号 山元町町民運動場条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第24号 山元町町民プール設置条例を廃止する条例
- 日程第21 議案第25号 山元町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第26号 山元町立遊園施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第27号 山元町共同作業所条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第28号 山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第29号 山元町駐輪駐車場条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第34号 平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その2請負契約の締結について

- 日程第 27 議案第 35 号 第 4 次山元町国土利用計画について
日程第 28 議案第 38 号 区域外における公の施設の廃止に関する協議について
日程第 29 議案第 39 号 区域外における公の施設の移設に関する協議について
日程第 30 請願第 1 号 「磯大壇地区・合戦原赤坂地区への防災集団移転」に関する請願
日程第 31 請願第 2 号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願
-

午前 10 時 20 分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成 25 年第 1 回山元町議会定例会を開会します。

定例会の会議の冒頭に当たりまして一言申し上げます。

あの東日本大震災から 2 年目を迎えることとなりますので、皆様とともに犠牲となった 634 名の御霊の安らかなるご冥福をお祈り申し上げ、謹んで黙祷を捧げたいと思います。ご起立願います。

〔黙 祷〕

お直りください。着席願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 124 条の規定によって、1 番青田和夫君、2 番岩佐哲也君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第 2. 会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

会期日程（案）、月日、曜、会議別、内容の順に朗読いたします。

3 月 4 日、月、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。第 4 次国土利用計画審査特別委員会、委員会構成。

3 月 5 日、火、休会。

3 月 6 日、水、常任委員会。

3 月 7 日、木、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

3 月 8 日、金、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問、議案審議。

3 月 9 日、土、10 日、日、休会。

3 月 11 日、月、第 4 次国土利用計画審査特別委員会、常任委員会。

3 月 12 日、火、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。予算審査特別委員会、委員会構成。裏面をお開きください。

3 月 13 日、水、14 日、木、15 日、金、予算審査特別委員会。

3 月 16 日、土、17 日、日、休会。

3 月 18 日、月、予算審査特別委員会。

3 月 19 日、火、20 日、水、休会。

3 月 21 日、木、予算審査特別委員会。

3月22日、金、常任委員会。

3月23日、土、24日、日、休会。

3月25日、月、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議、委員長報告。以上でございます。

議長（阿部 均君）お諮りします。本臨時会の会期は、会期日程案のとおり、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間に決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

お手元に配布しております報告書を朗読させます。事務局長。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

議長諸報告

1. 議会閉会中の動向

2月 7日、北方領土の日宮城県集会が大和町で開かれ出席しました。

2月 8日、埼玉県伊奈町議会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

2月13日、宮城県議会建設企業委員会が視察のため訪れ出席しました。

2月14日、宮城県町村議会議長会定期総会が仙台市で開かれ出席しました。

2月15日、仙南亙理地方町議会議長会議員合同研修会が大河原町で開かれ、岩佐哲也君ほか議員10名が出席しました。

2月19日、常磐線北部整備促進期成同盟会要望活動のため、町長とJR水戸支社を訪れました。

2月21日、高速自動車道整備促進に関する浜通り地方議会連絡協議会要望活動のため、国土交通省ほか関係省庁を訪れました。

2月28日、町長と要望活動のため、JR仙台支社を訪れました。同日、町長及び副町長、東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長とともに要望活動のため東北運輸局を訪れました。

総務民生常任委員会、2月1日、21日委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、2月20日委員会が開かれました。

議会広報常任委員会、2月7日委員会が開かれました。

議会運営委員会、3月1日委員会が開かれました。

東日本大震災災害対策調査特別委員会、2月12日委員会が開かれました。

全員協議会2月1日、3月1日、協議会が開かれました。

2. 請願・陳情の受理

請願2件、陳情2件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 町送付議案等の受理、

当局から議案等47件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。裏面をお開きください。

4. 監査、検査、結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果が提出され、これを受理したので、

その写しを配布しております。

5. 説明員の出席要求

本定例会にお手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

6. その他

特に報告すべき事項、町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

また、本日佐山富崇君から緊急質問が提出され、それを受理したのでその写しを配布しております。

お手元に配布のとおり、佐山富崇君から危険区域の元宅地買収の件についての緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

佐山富崇君の危険区域の元宅地買収の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、佐山富崇君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。

議長（阿部 均君）追加日程第1. 緊急質問を行います。

緊急質問の発言時間は15分以内とし、発言を許します。なお、質問、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）佐山富崇君登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。同僚議員、多数のご支持を得まして、緊急質問する機会を与えていただいたことに対して感謝を申し上げます。早速質問いたします。

危険区域の間のつまりは1種地から3種地、1種地から2種地等々に移転した場合はそれは認められないと、元宅地の買い取りはできないというふうに私は認識をいたしておりました。しかしながら、一昨日そうでないようだ。認めた方がいらっしゃるようだ、あるいは認めていただいた方というんですか、いらっしゃるようだという話を聞きまして、庄司課長に電話をいたしました。庄司課長は、「これから役場に、私もそんな認識はしていませんが、認められないと認識しておりますが、多分そのとおりでしょう。今から役場に行く用件があるので、役場に行って確かめてみます。それからまた電話しますから」というお話をいただきました。

それで、電話を待っておったところ、1時間足らずして庄司課長から電話がありました。冒頭に「申しわけありません」、どういう意味かなと私思ったんですが、「鈴木復興企画課長に電話したところ、一部認めたものがあるというふうな答えでした」ということであります。おれはおかしいなと思ひまして、どんなもんだらうと。おかしいだらうということは庄司課長にそのとき電話でお話をしました。それで、きょうの緊急質問ということになったわけであります。

まず、先ほど議長より緊急質問は15分以内というお話をいただきまして、私は40

分いただけるのかなと思ったんですが、15分と指示されましたので、端的にお伺いしますので、答えも短く事実かどうかというようなことでお答えをいただきたいと思います。

まず、ご質問させていただきたいのは、これが事実かどうか、それのみで結構でございます。

町長（齋藤俊夫君）まず、事実関係というふうなことでございますが、私もいろいろ議員ご指摘のような部分があるやに、お話も議員サイドからもちょうだいしておりましたので、事実関係確認いたしました。その中では、ご質疑のあったように、先月から始まった防災集団移転事業の買い取りの受付業務の中でそういうケースがあったというふうなことでございます。

私といたしましては、

12番（佐山富崇君）議長。事実かどうかだけをお伺いしているので、いろいろなことは私は必要ありませんので、まず一つ一つ、一問一答でお願いします。

議長（阿部均君）答弁は簡明にお願いいたします。

12番（佐山富崇君）はい、議長。今の答えは何かいろいろもろもろついたようでありますが、事実であるとお認めになったというふうに受け止めました。私はその内容につきまして、内容というか、認めたということにつきましては云々するものではありません。私自身それを強く最初から求めてきたわけでありますから、内容について云々ではありません。ただ、その手法なり政策なりの変更についてはどうなのかなという観点からお伺いしているわけでありまして。

それで、まずお伺いしたいのは、どの時点で、いつの時期から、どの場所で決めたのか。そのときの会議はだれとだれとだれが入っていたのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の件につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたように、先月から始まった買い取り業務の中で、事実を確認した中でそういう部分があったというふうなことでございました。ご案内のように防集事業、これまで1種、2種を対象に防災集団移転事業を適用する中で、被災者の方々の元地の買い取りを進めるといようなことを基本に進めてきたわけでございますけれども、

12番（佐山富崇君）議長、私前申し上げたとおり、聞いたことだけお答えいただければいいんです。

議長（阿部均君）質問に沿って簡明な答弁をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この関係については、やはりこれまでの取り組みの流れというものを改めて共通認識をしていただきませんと、

12番（佐山富崇君）議長、その流れは質問の中でいろいろ聞くわけですから、質問したことだけお答えいただくように議長からお願いいたします。

議長（阿部均君）質問のみの答弁を願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご質問のあったいつ、どこでというふうな方については、これは改まった場所ということではなくて、今までの制度の運用の考え方、これをベースにやってきたところでございますけれども、最近県の方からの43億円の格差是正というふうな、いわゆる規制の方向から可能な限り緩和をしていくというふうな方向の中で、受付業務の中で何件かそういう対応をしてきたというふうなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりは会議を経ないでなし崩し的にそうやってきたと。い

つの時期かというのもお答えいただけませんので。

議長（阿部 均君） いつの時期なのか明確に答弁願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。今回の買い取り、先月26日からこの買い取りの受付を進めてきていると。そういう中でいろいろご相談あった中で規制の方向から可能な限りの緩和の方向性の中でそういうふうなケースが何件かあったというようなことでございます。

12番（佐山富崇君） はい、議長。つまり先月ですから、2月26日からそのようにしたと、こういうことでございますわな。それで、お伺いします。

そうすると、今回この問題、私が質問する前までは町長はわからなかったと、こういうことですか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。この休日の間に議員の方から何かこういうふうな動きなりケースがあるというふうなことがあるようだけれども、どうなんだというふうなお話もいただきましたので、事実関係を確認の上、本日しかるべくタイミングを捉えて、改めてこの議会の皆様の方にお話をしたいというふうな腹積もりできよう臨んできたところでございます。

12番（佐山富崇君） はい、議長。つまりはわからなかったと。つまり職員の段階でそうしたと、こういうふうに理解していいんですか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。結果としてそういうふうな形にもなろうかというふうに思いますけれども、流れといたしましては、議員はじめ、議会の中でもできるだけ防災集団移転事業の。

12番（佐山富崇君） 議長。聞いたことだけ答えるようにお願いします。何かごじゃごじゃごじゃごじゃつけ加えて話がややこしくなる。

町長（齋藤俊夫君） 議長。いや、やはり傍聴者もおりますし。

12番（佐山富崇君） 傍聴者いたっていないっていいですよ。私が聞いているんだ、一般質問でないんだから。

町長（齋藤俊夫君） りんごラジオを聞いている方もおりますし、やはり聞いていただいている方にもわかっていただけるようなお答えをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

12番（佐山富崇君） 議長。質疑の中でいろいろ流れも何も明らかにしていくわけですから、そんな私の聞いたことだけお答えいただければいいんです。何分過ぎました。

議長（阿部 均君） 一問一答方式でございますので、答弁も質問も簡明にということでございますので、よろしくその辺はお願いいたします。

12番（佐山富崇君） はい、議長。ですから、町長は流れを言いたいようではありますが、先ほども私申し上げましたが、議員、あるいは議会としては、そのような方向であるべきだということは当初から申し上げてきたので、内容に問題はないの。その変更の問題がある。そしてまた、同僚の遠藤龍之議員なんかも再三申し上げてきたところではありますが、会議はどこでどうやってという決定をしなければいけないと言ってきたはずだと。私らも同意見であります。それがなし崩しに町長が知らないところでそうなっていたというのはいかがなものかと、私はそれを申し上げたい。町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。ですから、流れをある程度ご理解をいただかないとうまくないわけでございます。皆さんからのいろいろな問題提起、執行部としてもいろいろな形でその検討をしてくる中で、少しでも救済できる、対象になるというふうなことでや

- りたいというふうな思いでずっとやってきたわけでございます。1月の広報、あるいは、
- 1 2 番（佐山富崇君）全然聞いてないこと答えているぞ、議長。
- 議 長（阿部 均君）質問に沿った答弁をお願いします。
- 町 長（齋藤俊夫君）そういう方向性をお話ししてきましたし、実は先週の初めに県の方から43億円の追加の制度も示されましたので、執行部としましては、先週の月曜日、政策調整会議を開きまして、この国からの43億円をうまく活用する中で、生活再建の支援を少しでも幅広にやるようにいたしましょうという基本的な方向性を見出して、その後この具体の買い取りのいろいろ受付を先週から進めてきているということございまして、そういうふうな流れの中で、担当課長といたしましては、議会との前後の関係あって大変申しわけなくその点については思いますけれども、できるだけこの緩和なり適用をしたいというふうな思いで受付業務を対応してきたというふうなことでございますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。
- 1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。ですからね、流れるにとか何かそんなことをぐだぐだ、ぐだぐだ要らないの。聞いたことだけお答えください。なぜこうやって改めて事実とすれば町長の政治姿勢も問いますと書いてあるから、通告しているから。前坂元地区の災害公営住宅のときに否決になった、あのとき、今後は議会に丁寧な説明をし、理解を求めて協力してまいりますと、こういうふうにおっしゃったんですよ、町長。これはお忘れですか。
- 町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そのような趣旨は常に忘れることなくやっているつもりでございます。事実そういうことで今日まできたのかなというふうに思っているわけでございますけれども、今回につきましては大変申しわけなく思います。
- 1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。丁寧な、こうやってやってきたという結果がこうなりますか。私はそうはならないと思うんですよ。どなたが考えてもそうだと思う。しかも、さっき言ったのが、私は事実わからなかったと言っておきながら、先週の月曜日の会議でちゃんと言ったんだみたいな、そのときの会議資料持ってきてください。お願いします。
- 町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。会議の資料ということよりは、政策調整会議の中で、県からこういうふうな方針、方向性が出ましたので、できるだけこれを幅広に適用できるように制度設計をするような方向でいきましょうという意味を確認させていただいたというふうなことでございます。
- 1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、意思確認できた当時の議事録がどうかを見なければならぬわけですよ。それが欲しいと。つまりはないというわけです。私はたびたび言いましたが、内容に問題はないんだと、いいと。私らのお願いというか、気持ちと合致したことになるわけです。その過程が問題だというなら過程を明らかにしろと私は申し上げているんだからね。内容について言っているんじゃないんです。だから、ここに政治姿勢を問うと、こういうことを言っているわけですから。この内容をこうしたのが悪いなんて一言も言っていません。ですから、この調整会議の資料、結果あるでしょう、議事録なり。それ見せてくださいよ。
- 町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。毎週例えば課長会議、あるいは原則として隔週ごとに政策調整会議というようなことで、特別職を中心としたところでの打ち合わせをやっておりますけれども、これはいわゆる議事録に残すというふうな類の場面ではございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、こういう結果になるわけですよ。課長で知らなかったんですから、一部の課長きり。そんな政策の変更はありますか。私らに話ないのは当然でしょう、課長で知らなかったんですから。この政策調整会議に出ていたんでしょう、恐らく課長は、あらかた。それがわからないと。けさお聞きしても、「いや、本当すかや」と言った課長もおりますよ。そこなんです。いつも町長は「チーム山元」も口にします。「心を一つに」と申します。私も賛成です、そのことについては。ただ、チーム山元だけではだめなの、山元チームではいけないんですかも申し上げたこともある。それは言葉で、気持ちを一つにしたいというのは大賛成ですよ。だけれども、こういうことの繰り返しでは心は一つにならないと思います。いかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろな今業務を遂行する中で、我々としても最善を尽くすべくいろいろ取り組んでおりますし、また、議会の皆様方、あるいは町民の皆様方もいろいろ情報を共有しながら、少しでも同じベクトルに向けて力を結集しながらというふうな思いでやっているわけでごさいます、そういう中で、大変申しわけないんですが、今回のような面もあったということは、非常に私としても残念な思いでごさいますし、反省もしなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。こういうときで冗談もいけないかと思いますが、多少冗談言わせてください。「反省だけならサルでもできる」という言葉も一時はやったことがあります。事実直さなきゃいけないですよ。直さなきゃ。私はそう思います。実際直さなきゃだめなんです。私だけでない、先ほど言いましたが、同僚議員がそういう会議の資料を残してください、あるいは調整会議だれとだれとだれが出たかとか、それぐらいは書けるでしょうと何回も言っているはずなの。私もそう思います。議会だけが公開の原則でやっているわけでないですよ。平間副町長あるときはまだ政策過程の途中の公開はできないと突っぱねられたこともありました。その後、もういいんじゃないでしょうか、出してくださいと言っても出さない。そういう形が私は一番いけないと思う。

町長にあえて申し上げます。

心を一つにというのは、チーム山元、それからまだ大きくなるんじゃないですか。チーム宮城になるんでしょう。それで、チーム東日本になるんでしょう。そして日本が一つになってということになるんでしょう。私はそう思うんだ、チーム山元の先にあるものは。だったら、町長ね、隣接首長さんとの連携もうまく深めてくださいよ。そういう事業も進めてくださいよ。あんまり突出したやり方だといろいろと問題が起きる。町長さんを悪く言う近隣の首長さんはおりません。おりませんが、ほめる首長さんもないようですね。私もおつき合いある首長さんにいろいろお伺いしています。あるいは、ですから、同じ事業に取り組むとか、そういうことが大事だと思う。それはちょっと外れると議長からお叱りを受けそうなので、改めてお伺いします。

とにかく変わったんですね、町の方針は。そこをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からお答えしている流れの中で、できるだけ規制の方向から可能な限り緩和をしないと、適用を広げたいというふうな思いで、制度の再構築というふうなことで取り組んでおりますので、基本的にはそういうふうな方向でのご理解を賜りたいということでございます。

それから、あわせてこの場でこういうふうな問題提起を改めていただきましたので、執行部としての危険区域内の移転の考え方をちょっと改めてご説明をさせていただいて、

ご理解を賜ればありがたいというふうに思いますので、どうぞその辺の説明の機会をこの後頂戴したいというふうに思います。

12番(佐山富崇君) はい、議長。それは幾らでも今まで全員協議会なりなんなりあったわけですから、改めてそういうところでやってください。きょうは緊急で時間もないところですから、それはお断り、ここでは私としては質問しません。

ですから、お聞きしたの何だかあやふやなんだ、きちっと。変わったんですねと聞いたわけですから、それに変わったんだか、変わらないんだかだけお答えいただければいいわけです。

議長(阿部 均君) 町長、佐山君の質問の町の対応を1種、2種危険区域等にかかわる部分、本当に変更されたのかどうか明確に答弁願います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。防災集団移転事業等のこれ制度の運用というふうなことでございまして、最終的には町の判断でという部分もございすけれども、やはり責任を持って制度を運用するとなると、国・県とのやはり確認というふうなことがございす。調整というようなこともございすので、やはりそういう過程を経て、あるいは財源の裏づけ、先ほど来から言っている県を通じての43億円ですね、そういう中でこの問題を整理しなくちゃならないというふうなことでございすので、結論を言うのは簡単でございすけれども、やはりそうしたものの考え方をご理解いただく中で、ぜひこの問題は少しでもご理解いただければありがたいというふうなことでございすので、ぜひ担当課長の方から簡単にこの流れ、考え方を一言お話をさせていただきたいというふうな趣旨でございす。

12番(佐山富崇君) はい、議長。ですから、それは緊急質問の中でなく、今までだって時間、全員協議会とか何かで丁寧に説明する時間あったわけですよ。新たにきょうは日程中に入れていただいている緊急質問ですからね。ですから、ここだけを確認しなきゃ私の緊急質問終わらないんですよ。変わったんですねということをお聞きしたいんですよ。そうでないと、みんな平等に町民、あるいは被災者を扱わなきゃならないと私は思うんですよ。認める人だけ認める、こっちはだめだみたいになっちゃったらおかしなことになると私は思う。ですから、緊急質問でお願いしたんです。そうでしょう。もう変わったんですかということですよ。変わらないんですか、じゃあ。変わったんでしょう、先ほどおっしゃられたように認めたわけですから。あるいは今後も認めない人も出てくるわけですか。そのところをはっきりしてください。それなんです、私。そのために緊急に質問をお願いしたわけですから。そこだけをお願いしますよ。

議長(阿部 均君) 町長、佐山君の質問に対して簡明に、変更したのか変更、その辺を明確に答弁願います。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。じゃあ、改めてお話をさせていただきます。

危険区域内でのこの移転、制度上問題があるのではないかというふうな懸念があったわけでございまして、また一方では、実際そういうふうなケース相談が個別に何件かあったというようなことでございまして。このため、国・県に対してこの案件のようなケースが認められるかどうかを確認してきたわけでございまして、先般制度上可能であるとの見解が示されたというふうなことでございまして、それに基づいて今回の防災集団の買い取りの対応を担当課の方で進めてきたというふうなことでございまして。いずれにしても、そういう流れの中で今回議会に対しての説明が十分なされなかったという

ような中で事が進んだというのは、これは執行部としてのまさに手落ちでございますので、改めておわびを申し上げる次第でございます。

ただ、一つご理解いただきたいのは、被災者支援の観点からの制度の整理、実施であるというふうなことで、極力これまで皆さんにご心配していただいた分を含めて、制度設計の過程であるというようなこともあわせてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長の答弁、答弁になっていないでしょう。変わったんですか、変わらないんですかと聞いているだけですからね。変わったような、変わらないような、さっぱりわけわからない。議会に言わなかったからおわびしますでしょう。私そんなことまで、それも町のいけないことはいけないと思いますが、課長でわからない人がいたということはどういうことなんですかということ、まずもって言っているわけですからね。そこのところ考えと違うんですよ、まず最初からの頭の考え方が。私ら議会の者ばかりでないの。そういうふうに変ったのであれば、役場一丸、役場の課長以上ぐらいは気持ち一つになって、あるいは理解してやらなきゃないでしょう。チーム山元をおっしゃっている町長さんなんだよ。職員の中で知らなかった、しかも課長級以上でだよ、という人がいるようではおかしいんでないかということ、私言いたいね。そこなんですよ。

まず町長、だから、議長、少し時間くださいよ。町長の答弁のために長くなるんだから。だから、変わったんですか、変わらないんですかとだけお聞きしているんだから。あるいはそれに予算が伴って国に聞いたって、こいつもよかった。当たり前です。国だって1回変わって1回認めたものは今度認めないなんていうわけにいかないでしょう。私はそう思うんだが。変わったんですか、変わらないんですか、それだけ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。できるだけ適用するというふうなことで変更をしたというふうなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。変更したと、今町長はきっちりおっしゃったということで、変わったということに理解しましたので、貴重な時間をいただいて緊急質問をさせていただいたので、私は早目に切り上げさせていただきます。議長どうもありがとうございます。

議長（阿部均君）これで佐山富崇君の緊急質問を終わります。

議長（阿部均君）この際暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部均君）日程第3．これから平成25年度予算編成方針並びに提出議案の説明を求めます。

この際、報告第1号及び議案第8号から議案第53号までの47件を一括議題とします。

町長齋藤俊夫君登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。

改めておはようございます。本日ここに平成25年第1回山元町議会定例会が開催され、平成25年度山元町一般会計当初予算案を初め、各種提出議案をご審議いただくに当たり、これまでの町政運営の取り組みを振り返るとともに、これらを踏まえた今後の施策の大綱や所信についてご説明申し上げ、議員各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、昨年末にお亡くなりになりました第4代町長であり、元県議会議員でもあった町の長老引地好男殿に続き、去る2月16日には元町議会議長であり、また町助役をお務めいただきました町長老勲5等双光旭日賞森 恭平殿がお亡くなりになりましたことに対し、ここに改めてお二方の長年にわたる町勢発展に対するご功績に敬意と感謝を申し上げますとともに、町民を代表し衷心から深く哀悼の意を表する次第であります。

さて、東日本大震災から間もなく2年が過ぎようとしている現在、いまだに震災の爪痕が残っておりますが、国・県等関係機関を初め多くの皆様のご理解とご支援を賜り、我が町においてははいよいよ本格的な町の復興再生に向けた各種復興事業の実施段階にきていることを実感いたしております。

振り返りますと、震災直後沿岸部の一帯を埋めつくした瓦れきも、災害廃棄物処理計画に沿って、昨年4月から本格的な処理作業が始まり、平成25年度内の事業完了を目指し作業を進めております。本年1月末現在では、震災瓦れき全体の約43パーセントまで処理が進んでいるところであります。また、応急的に仮堤防で復旧されていた多重防御の一線堤となる防潮堤も、総延長約11キロメートル中77.6パーセントに相当する約8.5キロメートル分の工事発注が完了しているところであり、二線堤となる県道亘理相馬線においても、1月末に測量設計のための立入調査に関する説明会が県により開催されたところであります。

次に、公共土木施設の災害復旧工事の進捗状況についてですが、磯浜漁港を除く被災箇所260件中、86.5パーセントに当たる225件の発注を終えており、今後順次復旧工事が完成する見込みとなっております。

また、去る2月1日には、太陽ニュータウン進入路の県による大規模な町道のり面工事が完成し、引き渡しを受けたことに伴い、住民の方々の安全の確保が確認できたことから、震災以降町内で唯一継続中であった太陽ニュータウン内の13世帯に対する避難指示解除の運びとなり、震災後1年11か月を経てすべての避難指示を解除いたしましたところであります。

被災農地等の復旧については、県の農地復旧工事等により、水稻作付可能面積が昨年度より約335ヘクタール増加し、新年度において町全体の水田面積の約70パーセントにまで回復する見通しとなったところであります。

震災復旧計画に基づく災害公営住宅の建設については、新市街地形成の核となる新駅を中心とした新山下駅周辺地区の建設工事も順調に進捗し、県内最速となる4月1日入居を目指し、第1期26戸の入居申し込みを開始したところであります。今後は6月に第2期として24戸、7月に第3期として25戸の計75戸について、本年中に順次入居を開始する予定となっており、被災した皆様の一刻も早い生活再建に向け鋭意努力し

てまいる所存であります。

また、この2月26日から防災集団移転促進事業による、災害危険区域から移転する世帯に対する移転費などの補助手続を開始したところであり、災害危険区域内にある居住用地の買い取りについても、対象者の方々の移転時期に合わせ、順次契約手続を実施しております。

なお、国の補正予算にて措置された津波被災住宅再建支援に係る交付金の使途については、津波被災市町が地域の実情に応じた独自の住宅再建支援策を講じることが可能となっていることから、できるだけ早い時期にその方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、防災集団移転事業の実施に伴う被災者の生活再建が進むにつれ、コミュニティのあり方が大きく変わると見込まれるところであります。このようなことから、地域住民の皆様が主体となって、将来のまちづくりにかかわりを持っていただきながら、協働によるまちづくりを実践する組織として、復興まちづくり協議会の設立支援を進めてまいりましたが、このたび新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区及び宮城病院周辺地区の3地区において協議会が設立されました。新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区の協議会では、将来ビジョンや各施設配置等の具体的な検討協議に入っているところであり、こうした協議会からのご意見や提言等も真摯に受け止めながら、町民の皆様とともに手を携え、心を一つにして町の復興再生に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、早期の復旧が望まれるJR常磐線の復旧関係ですが、3月16日から浜吉田駅まで延伸されることになり、本町でもこれに合わせ、通勤や通学時の足の確保対策としての直行バスの再編に取り組んでいるところであります。また、JR東日本では、基本ルートの確定測量、地質調査や具体的な構造物の概略設計が完了し、去る2月24日には買収面積等の確定作業を前提とした用地補償説明会が開催されたところであります。今後は具体的な補償内容の算定の後、用地の幅杭設置とともに、具体的な用地取得交渉がされることとなります。

なお、本町といたしましても、JR常磐線の復旧工事に伴い、埋蔵文化財の発掘調査の必要がありますことから、県のご支援をいただきながら、発掘作業の体制整備に配慮するとともに、JR東日本と連携・協力を密にし、早期復旧に向け一体的に取り組んでまいります。

また、坂元地区のみならず、隣接自治体も含めた総合的な交通体系の変革と地域経済の活性化に大きく寄与すると期待されている常磐自動車道のスマートICの整備については、昨年2月から山元町、角田市、丸森町と国や県、東日本高速道路（株）で組織する勉強会を立ち上げ、スマートICの構造形式等を検討してまいったところであります。先月21日には、(仮称)坂元スマートIC地区協議会を設立し、スマートIC整備に関する計画概要を説明申し上げ、ご承認を賜ったところであります。今後は平成26年度の供用開始が予定されている常磐道への連結許可を受けた後、取付道路等との具体的な整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、(仮称)坂元スマートICの供用開始は、現在のところ平成28年度が見込まれているところでありますが、町としても議会と連携を図りながら、一刻も早いスマートICの完成をめざし、国・県及びNEXCO東日本と関係機関に対する働きかけを行っ

てまいりたいと考えております。

次に、防災対策への取り組みですが、喫緊の課題となっている地域防災計画の見直しについては、去る2月27日に山元町防災会議を開催し、津波対策の強化を中心とした計画の見直しに係る町の基本方針をお示したところであり、今後は新年度の山元町防災計画の改定を目指し、県の地域防災計画との整合を図りつつ、町独自の東日本大震災アンケート調査や課題検証の結果等を踏まえながら、我が町の安全・安心をいかに確保すべきかを念頭に置いて改定作業に取り組んでまいります。

続いて、町のブランド産品であるイチゴの復興状況についてですが、現在建設中のいちご団地では、既に造成工事が完了し、育苗ハウスについては今月中旬ごろに、また本年8月末までには栽培用ハウスを含めた264棟の施設全てが完了する見込みとなっているところであります。これらの施設整備により、36戸のイチゴ農家が11月の集出荷を目指した生産体制を整えることになり、山元のイチゴブランドの再生を通じた産業の復興に拍車がかかるものと期待をいたしております。

また、教育行政関係につきましては、本年3月31日をもって中浜小学校を廃止し、4月1日から坂元小学校に統合の上、新年度を迎えることとなっておりますが、山下第二小学校の今後につきましても、山元町小・中学校教育環境整備検討委員会において慎重に検討を重ねていただいているところであり、間もなくその方向性が示されるものと考えております。その後、教育委員会での審議決定をいただいた上で、議会の皆様にもお示しをさせていただきたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいま申し上げましたように、我が町においては多くの皆様のご理解とご支援により、大震災からの復旧・復興が着実に進捗をいたしております。しかし、一方では、東日本大震災の発生した平成23年3月11日は、今を生きる私たちにとって決して忘れることのできない日であり、ありとあらゆる形で深い傷跡を残しました。このような史実は、永遠に語り継がれるべきものとの考えから、本議会において3月11日を山元町鎮魂の日と定め、犠牲者の方々に対する追悼の意を表し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えるとともに、東日本大震災からの復興を誓う日とすべく、関係条例案を提案いたしております。

なお、議案の詳細につきましては、改めてご説明申し上げますが、今後も3月11日は、山元町並びに町民の皆様にとって特別な日と位置づけた上で、被災者の方々の切なる思いをしっかりと受け止めながら、我が町の復旧・復興事業に邁進してまいり所存でございます。

次に、当初予算編成に当たっての基本方針についてご説明申し上げます。

本町の財政状況は、復旧・復興事業に対する国等の財政措置はあるものの、震災による長期間にわたる大幅な税収減少が継続し、今後復旧・復興事業の進捗に伴う一般財源の支出増なども見込まれ、依然として厳しい状況にあります。

一方、本町を取り巻く情勢は、以前から抱えている少子高齢化による人口減少や経済活力の低下などの課題に加え、震災による家屋流失やJR常磐線の復旧の遅れ等により、人口流出の加速懸念があることから、一日でも早い生活基盤や生産基盤の再建が求められる状況下にあります。

このことを踏まえ、平成25年度は、山元町震災復興計画における被災者支援と生活

基盤や公共施設の復旧に取り組み、再生・発展に向け復興基盤を構築する復旧期の最終年度であり、復興再生に向けた準備段階から具体的な事業実施に移行する年であると位置づけております。

具体的には、震災復興計画に掲げる三つの基本理念に前期の目標として、防災施設の早期復旧と避難行動計画を初めとした自助・共助の体制強化、魅力あるまちづくりで定住促進、恐れ入ります、次の転入促進30世帯はミスプリでございましたので、割愛させていただきます。及び山元ブランドの復活を交流によるにぎわい創出10万人を掲げ、五つの重点プロジェクトと復興のポイントと方向性を具現化する行動計画の工程表に基づき予算化を行っております。

中でも、復旧・復興事業については、可能な限り国等の財源を活用することにより、漏れなく重点的に予算を配分することとし、町の復興再生と財政の健全化をともに進めてまいりたいと考えております。

さらに、特別職が各行政区等に出向き、町民の皆様と膝を交えて意見交換を行う「山元町ふれあいトーク」を通じて承ったご意見なども予算編成に反映しているところであり、復旧期の最終年度の予算ではありますが、復旧・復興事業以外のさまざまな行政需要についても適切に対応しているところでもあります。

また、復旧計画を着実に実施するには、組織や体制の整備についても事業等の進捗に応じて柔軟な対応をしていく必要があることから、各種復旧・復興事業を最優先に実施でき、同時に少子化対策等の課題をも解決できる組織体制を新年度に向け整備してまいります。

この体制整備に当たっては、大震災以降の業務量の増大に伴い、恒常的に生じているマンパワーの不足も同時に解消できるよう努めており、新年度は全国の自治体の皆様からのご理解を賜り、本年度の体制を上回る職員派遣を確保できる見通しとなっております。

加えて、国民健康保険事業特別会計においては、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免措置が本年度をもって終了することから、税率引き下げの改正を実施し、復興期における被保険者の負担を緩和する措置を行っております。

なお、新年度予算も本年度に引き続き被災された方々の早期の生活再建に向けてその展望が確実に見通せるよう、また将来に向けて町の復興・発展の礎となるコンパクトで質の高い市街地の形成が着実に実現できるよう、当初予算に加え国の事業認可手続を踏まえて、追加補正予算についても通年予算として今後一体的に事業の進捗を図ってまいります。

それでは、議案第47号平成25年度山元町一般会計予算案についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入予算案の概要についてご説明申し上げます。

まず、町税は、8億8,000万円で、対前年度比3.0パーセントの増と見積もっておりますが、震災以前の平成22年度当初予算と比較すると約4億円の大幅な減となっており、その主な要因は、町民税で約1億9,000万円、固定資産税で約2億3,000万円の減によるものであります。

地方交付税は、99億9,000万円で、対前年度比15.6パーセント増と見積もっております。内訳としては、普通交付税は、地方財政計画において出口ベースでマイ

ナス２．２パーセントとされている影響を加味し、２２億６，０００万円と見込み、特別交付税は、実績ベースで試算した結果、前年同額の１億１，０００万円と見込んでおります。さらに、東日本大震災による復旧・復興に係る地方負担分が別枠措置となった震災復興特別交付税として７６億１，０００万円を措置するものであります。

国・県支出金は、２０９億６，０００万円で、対前年度比８．５パーセントの減と見積もっております。その主な減収の要因としては、災害復旧費国庫補助金が９億７，０００万円の減、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金が１０億８，０００万円の増に加え、被災地域農業復興総合支援事業に係る県補助金２０億３，０００万円の減によるものであります。

地方債は、１０億９，０００万円で、前年度対比８０．８パーセントの増と見積もっており、その主な減収の要因としては、災害公営住宅建設に要する地方債４億７，０００万円の増となっております。

繰入金は、２１７億８，０００万円で、前年度対比２５７．５パーセントの増であり、その主なものは、震災復興交付金基金の取り崩し１３５億１，０００万円の増に加え、震災復興基金の取り崩し２１億４，０００万円の増によるものであります。

次に、歳出予算案における主要な震災復興関連施策の概要についてご説明申し上げます。

新年度の歳出予算については、昨年度から山元町震災復興計画関連の復旧・復興に係る事業として目を設けて整理しておりますので、ここでは主な事業について５つの重点プロジェクトの順によりご説明申し上げます。

第１に、住まいる（スマイル）プロジェクト関連事業といたしましては、応急仮設住宅の入居者の生活拠点の早期確保等を図るため、新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区及び宮城病院周辺地区の３地区への災害公営住宅２０５戸の整備に加え、津波復興拠点整備事業及び防災集団移転促進事業を活用した新市街地造成事業の実施と合わせて、上下水道管路整備及び処理場機能強化を実施するものであります。

また、災害危険区域内にある住居の集団移転を促進するための宅地買い取りや移転補償を実施するとともに、新市街地形成事業を実施するに当たり、総合的なマネジメントを実施するＣＭ業務に要する経費を措置するものであります。

さらに、地域住民が主体となって将来のまちづくりにかかわり、行政と町民の皆様との協働によるまちづくりを实践する組織としての復興まちづくり協議会への運営支援も実施してまいります。

幹線道路等整備事業関連としては、これらの新しい市街地形成に関する避難路、都市計画道路等の整備に関する測量設計など関連経費に加え、社会資本整備総合交付金事業を活用し、スマートＩＣ整備に伴う接続道路の整備にも取り組んでまいります。

地域公共交通関連事業としては、引き続き通院や通学時の足の確保に加え、被災者支援対策として、ＪＲ代行バスとの接続改善等の利便性の向上を図るとともに、ＪＲ常磐線が浜吉田駅まで延伸されることから、町民の足の確保対策として、亘理駅直行便を浜吉田駅直行バスに再編し、運行改善に取り組んでまいります。

第２に、山元ブランド再生プロジェクト関連事業といたしましては、被災農家が所有する水田を積極的に集積する経営体に対し農業機械等をリースし、稲作復興を支援するとともに、圃場の大区画化、利用集積による生産性の向上、担い手の育成等を推進する

農山漁村地域復興総合整備事業に取り組んでまいります。

また、引き続き、津波浸水区域の農地、農業用施設及び漁業施設の災害復旧に取り組むとともに、今年度と同様に、作物作付が困難な農家で組織する地域復興組合で行う復旧作業を支援する被災農家経営再開支援事業にも取り組んでまいります。

さらに、本町のブランド品である仙台いちごの早期復旧を目指し、本年度も16戸分のハウス等生産施設等を整備する被災地域農業復興総合支援事業にも取り組んでまいります。

第3に、人口減少、少子高齢化対策プロジェクト関連事業といたしましては、新たに子供たちの豊かな心を育むための取り組みとして、乳幼児の1歳6か月健診時に絵本を配布する事業を実施いたします。

さらに、子育てに係る経済的負担を軽減するため、引き続き小学校入学から中学校卒業時までの入院分医療費を無料化するとともに、妊産婦健診の助成についても継続して取り組んでまいります。

また、がん検診の受診率向上対策や糖尿病予防対策など、各種検診事業の強化を継続するとともに、人口流出の抑制、地域活性化の観点から、引き続き住宅の不足等へ助成を行い、定住促進を進めてまいります。

第4に、笑顔が集うにぎわい創出プロジェクト関連事業といたしましては、交流人口の拡大とにぎわい創出のための復興イベントを開催するなど、地域間交流拠点活性化事業に取り組むとともに、自然環境と人的資源を生かした耕作放棄地等の再生事業を実施してまいります。

第5に、防災力向上プロジェクト関連事業といたしましては、本年度途中から子供に関連する施設や公共施設を最優先に放射能除染対策を実施しておりましたが、新年度についても生活圏及び公共施設等の除染対策に継続して取り組むとともに、除染対策区域のうち、小・中学校の通学路として指定している町道・農道について放射能線量の詳細測定を実施するものであります。

また、福島第一原子力発電所事故から2年が経過し、放射性物質の低減が見られることから、除染対策区域の線量調査を改めて実施し、除染実施計画改定業務に向けた作業に取り組んでまいります。

津波防災対策としては、津波による浸食被害を海岸堤防で一体的に抑制するためには、開口部である磯浜漁港入り口部に防潮堤整備が必要なことから、測量設計に要する経費を措置しております。

次に、その他の主な震災復興関連策の取り組みについてご説明申し上げます。

初めに、被災者支援関係といたしましては、仮設住宅での生活が長期化する中、心身ともに安心した生活を送るために気軽に健康チェックができる場を提供するため、新たに仮設住宅等入居者健康支援事業に取り組むこととしております。また、仮設住宅における孤独死や身体機能の低下を防ぎ、健康増進を目的としたサポートセンターや仮設住宅での生活相談や見守り活動及びコミュニティの再構築、さらには、仮設住宅入居者以外の支援にも取り組むため、山元復興応援センターを核として継続した支援に取り組んでまいります。

また、町民へ最新の行政情報の提供、町の復旧・復興情報の発信や全国各地をつなぐホームページのリニューアルに取り組むことに加え、町内に居住する被災者や避難者等

に生活情報、防災情報等を発信する臨時災害FM放送局を継続して運営するとともに、被災等によって離職を余儀なくされた方々への雇用、就業の機会を創出する緊急雇用創出事業についても引き続き実施してまいります。

さらに、保健衛生関連として、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための健診に対する支援措置を継続して講じるとともに、新たに高齢者を対象とした高齢者肺炎球菌予防接種助成事業を展開し、重症化予防に努めてまいります。

災害廃棄物の処理については、昨年5月から本格的な焼却処分が開始され、平成25年度内の完了を目指し、協定先である県との連絡を密に災害廃棄物の処理に努め、生活環境の早期回復を図ってまいります。

教育関係においては、避難生活が長期化する中、引き続き遠距離通学を行う被災児童生徒の負担軽減に努めるとともに、東日本大震災により経済的に就学が困難となった児童生徒の保護者に対する学用品等の一部を援助する被災児童生徒就学支援臨時交付金事業も引き続き実施してまいります。

また、だれもが将来に向けた夢や志を持つことができるまちづくりを目指し、家庭・地域・学校が相互に連携し、協働により地域全体で未来を担う子供を育成していく仕組みを構築する協働教育推進事業に引き続き取り組むとともに、宮城病院周辺地区等における市街地形成地域内の埋蔵文化財事前調査等に要する経費を措置するものであります。

債務負担行為につきましては、中小企業振興資金融資損失補償に要する経費、災害援護資金貸付管理システム委託に要する経費及び同システム機器リースに要する経費について、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、施策の主な内容についてご説明を申し上げましたが、新年度の当初予算案は、震災復興関連事業等の取り組みが実施段階に移行しつつあることから、歳入、歳出総額は560億円余となり、本年度の当初予算額と比較し約163億円、41.1パーセントの増であります。また、震災前の平成22年度当初予算と比較すると約509億円、990.7パーセントの増となっております。

続きまして、各種特別会計の予算案及び主要施策の内容についてご説明を申し上げます。

議案第48号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計予算案について申し上げます。

新年度の当初予算につきましては、先の大震災に伴う医療保険関係の負担軽減策の1つとして国民健康保険税率の引き下げを行い、復興期における被保険者の負担を緩和する措置を講じてまいります。

なお、国民健康保険事業につきましても、引き続き生活環境や食生活の乱れなどからくる高脂血症など、メタボリック症候群の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の強化充実を図り、重症化の予防及び受診率と指導率のさらなる向上に努めてまいります。

債務負担行為につきましては、特定保健指導業務委託及び健診データ管理システムの使用料に要する経費について、期間及び限度額を定めるものであります。ご提案申し上げます新年度の当初予算案は、歳入歳出総額19億円余となり、本年度の当初予算と比較しますと約1,300万円、0.7パーセントの増となっております。

議案第49号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。

す。

定着してきた感のある後期高齢者医療制度につきましては、さきの政権交代に伴い、これからの医療制度改革において社会保障制度改革、国民会議での議論を踏まえ検討していくこととされ、当面は現行制度で運用されることとなっておりますので、本町におきましても、県後期高齢者医療広域連合のもと、きめ細やかな対応に心がけ、何よりも高齢者の方々が健康で安心した生活が送れるよう丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。ご提案申し上げます新年度の当初予算案は、歳入歳出総額1億5,000万円余となり、本年度の当初予算と比較しますと約1,700万円、10.5パーセントの減となっております。

議案第50号平成25年度山元町介護保険事業特別会計予算案について申し上げます。

平成24年度から26年度の3か年を計画期間とする高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の中間の年に当たる新年度の当初予算案は、現計画の評価とあわせ次期計画策定に向けた検討を開始する年となります。本計画は、震災からの復興とあわせ介護予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体化して提供する地域包括ケアの考え方を念頭に策定したものであり、新年度につきましても、さらなる高齢化社会に対応すべく介護予防に努めるとともに、要介護が介護状態となった場合においても可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、各種介護サービス、介護予防事業の充実に取り組んでまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算案は、歳入歳出総額12億6,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約900万円、0.7パーセントの減となっております。

議案第51号平成25年度亙理地域介護認定審査会特別会計予算案について申し上げます。

本会計については、4年ごとに運営幹事町を交代することとなっており、本町が担当して3年目を迎えるものであり、引き続き介護認定に係る審査業務について審査結果の平準化と審査会運営の効率化を図り、適正な運営に取り組んでまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算案は、歳入歳出総額700万円余となり、本年度当初予算と比較しますと約12万円の増となっております。

次に、企業会計についてご説明申し上げます。

議案第52号平成25年度山元町水道事業会計予算案について申し上げます。

水道施設の災害復旧事業につきましては、沿岸地区の一部を除き、本年度中におおむね完了することになり、新年度からは新市街地の水道施設整備や施設の耐震化事業を重点的に行ってまいります。

それでは、収益的収支並びに資本的収支の概要について申し上げます。

初めに、収益的収入についてですが、給水人口減少による給水収益の減が見込まれるものの、いちご団地整備に伴う料金収入増や東日本大震災の影響で有収水量が減少したことによる高料金対策補助金の増により、総額で本年度より1億7,000万円増の4億3,000万円、収益的支出では、管路パトロール委託料等の増により、総額で本年度より500万円増の3億6,000万円余を措置しております。

次に、資本的収入では、国庫補助金及び一般会計からの出資金等の増により、総額で本年度より約4億9,000万円増の6億1,000万円、資本的支出では新山下駅周

辺及び新坂元駅周辺の水道施設整備に要する一般会計への負担金増により、総額で本年度より約4億7,000万円増の7億4,000万円を措置しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,000万円は、運転資金として借り入れた企業債並びに損益勘定留保資金等で補填するものであります。

議案第53号平成25年度山元町下水道事業会計予算案について申し上げます。

下水道施設の災害復旧事業につきましては、管路の復旧がおおむね本年度中に完了となりますが、山下行政区内の一部と坂元地区の管路の復旧は、新年度に事業繰越を予定しており、平成25年5月ごろの完了を見込んでおります。新年度からは牛橋、花釜、笠野地区の災害復旧事業と新市街地の下水道整備事業を重点的に行ってまいります。

それでは、収益的収支並びに資本的収支の概要について申し上げます。

収益的収入では、国庫補助金等の増により、総額で本年度より約4,000万円増の6億6,000万円、収益的支出では、下水道施設の減価償却費と東日本大震災に伴う下水道施設の繰り延べ勘定、償却等の減により、本年度より約2億2,000万円減の6億4,000万円を措置しております。

次に、資本的収入では、国庫補助金及び一般会計からの出資金等の増により、総額で本年度より約9億4,000万円増の11億8,000万円、資本的支出では、新山下駅周辺の下水道施設整備に要する一般会計への負担金増、坂元農集排処理場の能力拡大事業の工事費増により、総額で本年度より約9億5,000万円増の15億5,000万円を措置しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億6,000万円は営業運転資金として借り入れた企業債並びに損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第41号平成24年度山元町一般会計補正予算案（第10号）について、主な内容等をご説明申し上げます。

歳入関係予算における地方交付税においては、震災復興交付金事業及び災害復旧事業関連分の事業精算に伴う震災復興特別交付税の減額であります。また、国庫支出金については、震災復興交付金事業の第5次申請決定及び国の第1次補正予算による防災情報通信設備事業交付金の内示に伴い増額するものであり、諸収入のうち、雑入については県市町村振興協会から交付金が交付されたことに伴う措置に加え、平成23年度の後期高齢者医療制度療養給付費負担金精算による返還金の増であります。

次に、歳出予算について申し上げます。

総務費関係につきましては、各種基金の運用利子増により、予算積み立てを増額するとともに、東日本大震災復興交付金第5次事業申請による国費相当分に加え、県から被災地域農業復興総合支援事業交付金第4次申請分に係る交付金が交付されたことから、予算積み立てを行うものであります。

さらに、国営農地再編整備事業に係る償還財源としていた地域振興整備基金が平成25年度で枯渇することから、向う2か年分の相当額を予算積み立てするものであります。また、定住促進対策費においては、民間賃貸住宅建設等における申請件数の増加に伴い、これに要する経費を措置するものであります。

民生費関係については、各特別会計の事業精算による繰出金の整理と障害者自立支援給付費の前年度精算に係る返還金に加え、更生医療給付費及び自立支援介護訓練等給付

費に不足が生じることから、増額措置をするものであります。

農林水産業費関係については、亘理郡いちご選果場建設に係る開発許可及び建築確認に要する負担金を追加するとともに、平成23年度分の牛橋地区県営かんがい排水事業費精算に伴い町負担金を増額するものであります。

土木費関係については、下水道事業会計に対する経常経費の追加措置及び災害復旧事業費に負担金の減額措置をするものであり、都市計画復興推進費においては、特定環境影響評価業務について、事業実施主体の協力を得られたことから減額するものであります。

消防費関係については、国の1次補正を活用し、有事の際における防災行政無線やエリアメール等の複数の情報伝達手段の自動起動装置の整備に要する経費を措置するものであります。

災害復旧費関係については、国営直轄災害復旧事業費及び県営災害復旧事業費の確定に伴い、町負担金を減額するものであります。

災害援護貸付金については、本年度上期において繰上償還があったことから、県に対する償還金を追加するものであります。

続いて、繰越明許費及び債務負担行為について申し上げます。

初めに、繰越明許費についてであります。その内容としては国の補正予算や災害復旧及び震災復旧等に関連する32事業について、年度内の事業完了が困難なことから、繰り越しをするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、仮設住宅光アイフレーム無線LAN設備アプリケーション借りに要する経費について、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

なお、歳出予算に見合う補正財源としては国・県支出金、寄附金及び諸収入等をもって措置するものであり、さらにその財源調整については、財政調整基金繰入金等の減額をもって対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたとおり、今回の補正額は約86億円を増額し、歳入歳出予算の総額を842億円余とする補正予算（第10号）であります。

議案第42号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）について申し上げます。

歳出予算の主なものについては、70歳から74歳までの被保険者に係る一部負担金の1割負担据え置き措置に伴う、高齢者受給者証の再交付費の増額及び保険給付費の増減額措置並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額を行うものであります。

また、歳入予算につきましては、国庫支出金における高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の増額や各種交付金等の確定による増減措置をするとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しで調整するものであり、今回の補正額は、約1,400万円を増額し、歳入歳出予算額の総額を22億9,000万円余とする補正予算（第4号）であります。

議案第43号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について申し上げます。

歳出予算につきましては、県後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正を行うものであります。また、歳入予算につきましては、保険料の見込額及び保険料の軽減分に係る

一般会計繰入金の減額補正を行うものであり、今回の補正額は、約4,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,000万円余とする補正予算（第3号）であります。

議案第44号平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算案（第4号）について申し上げます。

歳出予算につきましては、介護保険事業基金の利子積立金の増額補正を行うものであります。また、歳入予算では、国庫支出金における災害臨時特例補助金の増額や各種負担金及び交付金の交付決定に伴う増減措置をするとともに、最終的な財源調整を介護保険事業基金の取り崩しをもって調整するものであり、今回の補正額は2万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億7,000万円余とする補正予算（第4号）であります。

議案第45号平成24年度山元町水道事業会計補正予算案（第5号）について申し上げます。

収益的収入では、消火栓負担金の維持管理経費が確定したことから増額するとともに、いちご団地に係る水道加入金を増額するものであります。

資本的収入につきましても、消火栓負担金の設置工事費が確定したことから減額するものであり、今回の補正額は、収益的収入を約600万円追加し、総額2億8,000万円余に、資本的収入を約60万円減額し、総額2億7,000万円余とするものであります。

議案第46号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算案（第6号）について申し上げます。

収益的収入においては、繰り出し基準の確定により、他会計補助金を増額するものであり、今回の補正額は収益的収入を約200万円追加し、総額6億2,000万円余とするものであります。

次に、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）については、浅生原東田地区に設置した応急仮設住宅表示看板が暴風によって吹き飛び車両への損害を与える事案が発生したことに伴い、相手方との和解に関し地方自治法の規定に基づく専決処分をいたしましたので、ここに報告するものであります。

続いて、条例関係議案26件、条例外議案7件について概要をご説明申し上げます。

初めに、条例関係議案についてご説明申し上げます。

議案第8号山元町鎮魂の日を定める条例につきましては、東日本大震災の犠牲者の方々に対する哀悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、大震災からの復興を誓う日として山元町鎮魂の日を設けるため提案するものであります。

議案第9号山元町暴力団排除条例につきましては、宮城県暴力団排除条例の施行を踏まえ、町の暴力団排除に関しての基本理念を定め、経済活動の健全な発展に寄与するため提案するものであります。

議案第10号山元町子育て支援基金条例につきましては、児童福祉関連事業への寄附金等の善意を子育て支援事業の推進に有効活用するため提案するものであります。

議案第11号山元町敬老祝金等支給条例を廃止する条例につきましては、本格的な高齢化社会の到来による社会情勢の変化に鑑み、従来の敬老金制度を見直し、新たな高齢

者福祉施策の充実を図るため提案するものであります。

議案第12号山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例につきましては、多年にわたり社会に貢献した功績をたたえ、長寿の祝いの節目に敬老の意を表するとともに、敬老思想の高揚を図るため提案するものであります。

次に、ご説明する議案第13号から議案第20号までについては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い提案するものであります。

議案第13号山元町指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準等を定める条例、議案第14号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び議案第15号山元町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきましては、おのこの事業者の規模及び運営基準等を地域の実情に応じて定めることとなったため、提案するものであります。

議案第16号山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例及び議案第17号山元町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準等を定める条例につきましては、地方道の車線の幅員や歩道構造等を地域の実情に応じて定めることとなったため、提案するものであります。

議案第18号山元町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準等を定める条例につきましても、都市公園施設等の構造、基準等を地域の実情に応じて定めることとなったため、提案するものであります。

議案第19号山元町水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び議案第20号山元町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例につきましても、水道布設工事監督者配置や資格等及び公共下水道の構造等基準を地域の実情に応じて定めることとなったため、提案するものであります。

続いて、議案第21号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災に伴う減免措置が本年度をもって終了することから、本町独自の軽減策として税率を引き下げるため、提案するものであります。

議案第22号山元町体育館条例の一部を改正する条例、議案第23号山元町町民運動場条例の一部を改正する条例及び議案第24号山元町町民プール設置条例を廃止する条例につきましては、東日本大震災により被災した社会教育施設を廃止することになったため、所要の改正をするものであります。

議案第25号山元町保育所条例の一部を改正する条例及び議案第26号山元町立遊園施設設置条例の一部を改正する条例につきましても、東日本大震災により被災した児童福祉施設を廃止することになったため、所要の改正をするものであります。

議案第27号山元町共同作業所条例等の一部を改正する条例につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保険福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係法令の改正に不らぬ所要の改正をするものであります。

議案第28号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災により被災した町営住宅の廃止と新設される災害公営住宅を追加するため、所要

の改正をするものであります。

議案第29号山元町駐輪駐車場条例を廃止する条例につきましては、東日本大震災により被災した同施設を廃止することになったため、所要の改正をするものであります。

議案第30号山元町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律施行に伴い、都市公園の設置基準を地域の実情に応じて定めることとなったため、提案するものであります。

議案第31号山元町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災の発生に伴う社会情勢の変化に対応した必要な委員を選任できるよう所要の改正をするものであります。

議案第32号山元町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第33号山元町非常勤消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防組織法の改正に伴い所要の改正をするものであります。

次に、条例外議案についてご説明申し上げます。

議案第34号平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その2請負契約の締結については、2度目の入札に付した結果、請負業者が決定したことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号第4次山元町国土利用計画については、都市計画、農業振興地域整備計画及び森林計画等の指針となり、震災復興計画と整合性がとられたものとして策定いたしましたので、国土利用計画法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第36号宮城県市町村職員退職手当組合の規約の変更については、構成団体数の減少等により同組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定に基づく協議が必要となったことから議会の議決を求めるものであります。

議案第37号亙理名取共立衛生処理組合規約の変更については、地方自治法の一部改正に伴い同組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定に基づく協議が必要となったことから議会の議決を求めるものであります。

議案第38号区域外における公の施設の廃止に関する協議について及び議案第39号区域外における公の施設の移設に関する協議については、3月16日のJR常磐線浜吉田亙理駅間の運転再開に伴い直行バスの再編をするため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第40号山元町町道路線の認定については、常磐自動車道、(仮称)坂元スマートICの設置に当たり連結道路を整備するため、町道認定が必要なことから、提案するものであります。

以上、平成25年度第1回山元町議会定例会に提出しております議案の概要をご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で平成25年度予算編成方針並びに提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時40分といたします。

午後 0時23分 休憩

午後 1時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第1号を議題とします。

室長から説明を求めます。

被災者支援室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、私から報告第1号についてご報告申し上げます。

専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

朗読をもって説明とさせていただきます。

町は、町道14号山下浅生原線における自動車破損事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて次のとおり決定する。

1. 相手方、宮城県亘理郡山元町山寺字西頭無44番地49、古川嘉美。
2. 事故の概要、平成25年2月3日日曜日10時ごろに山元町浅生原東田応急仮設住宅付近町道14号山下浅生原線において、暴風によって（暴風警報発令中）吹き飛んだ仮設住宅表示看板が相手方の所有する自動車の一部を損傷させた。
3. 損害賠償の額その他和解条項、（1）町は相手方に対し本件事故の損害賠償として損害額の100パーセントに相当する金4万425円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。

（2）相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、ほかに何らの債権、債務のないことを確認する。

以上で報告第1号専決処分の報告の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第1号専決処分の報告についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。議案第8号山元町鎮魂の日を定める条例でございます。

皆様のお手元に配布しております資料No.1の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

条例議案の概要、東日本大震災において600名以上の尊い命が失われるという大惨事に見舞われたことから、犠牲者の方々に対する追悼の意をあらわし、記憶を風化させることなく後世に伝えるとともに、東日本大震災からの復興を誓う日として山元町鎮魂の日を設けるため制定するものでございます。

1. 制定内容、3月11日を山元町鎮魂の日とし、その趣旨を広く普及するとともに、趣旨にふさわしい取り組みの実施に努めるように定めるものでございます。

2. 施行期日、平成25年4月1日施行。

上記議案を提出する。

平成25年3月4日。提出者山元町長齋藤俊夫。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第8号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第8号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第9号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。議案第9号山元町暴力団排除条例を定める条例でございます。

皆様のお手元に配布しております資料No.2で、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成23年4月に宮城県暴力団排除条例が施行されたことなどを踏まえ、暴力団排除に関する基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町における経済活動の健全な発展に寄与するため制定するものでございます。

1．制定内容、（1）基本理念、第3条関係、暴力団を恐れず、資金提供しない、利用しない。

（2）町の責務等、暴力団排除に関する施策の推進（第4条関係）、公共事業等からの暴力団排除（第5条関係）、町民に対する情報の提供、助言、指導等（第6条関係）、暴力団員等からの保護等（第7条関係）、暴力団排除に資する訴訟に関する必要な援助（第8条関係）、暴力団排除の重要性に関する啓発活動（第9条関係）、県及び他の自治体との連携（第10条関係）。

2．施行期日、平成25年4月1日施行。

上記の議案を提出する。

平成25年3月4日。提出者山元町長齋藤俊夫。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第9号については、山

元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第9号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第10号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第10号山元町子育て支援基金条例。

お手元の資料No.3により説明とさせていただきます。

条例議案の概要、児童福祉関係事業へ寄附金が寄せられていることから、この善意を有効に活用するに当たり、地方自治法第241条第1項に基づく基金を創設し、子育て推進事業の推進を図るため提案するものでございます。

1. 制定の内容、山元町子育て支援基金の設置及び管理、処分等に関する規定を定めるものであります。

2. 施行期日、公布の日とさせていただきます。

3. その他、平成25年2月現在で受領しました寄附金3件39万9,000円を原資とするものでございます。

上記の議案を提出する。

平成25年3月4日。提出者山元町長齋藤俊夫。

よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回の資金、支援基金という形ですけれども、子育て支援基金、これは例えば今回の分については指定寄附という形の中で対応するという形だと思うんですけれども、実際にこの基金をどのくらい集めてどういった事業に充当するのか。余り漠然としているので、条例からいくと子育てに必要な事業という形ですけれども、この辺の基本的な考え方についてお聞きできればと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。基金等の目標額につきましては、特別目標というようなものについては定めてはございませんけれども、今後新たな保育所の建設等なんかも目指しているわけですので、そういった際に活用できればというふうに考えてございます。（「聞こえなかった、もう1回、ゆっくりしゃべってください」の声あり）

議長（阿部 均君）もう一度答弁願います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。目標額の特段の定めというふうなものは、こちらの方でまだ決定はしてございません。ただ、基金等を創設することによりまして、この基金の方にたくさんの寄附等が寄せられることを期待いたします。

なお、その用途なんかにつきましては、新たな保育所の建設なんかも目指しているところですので、その際に活用できればというふうに考えてございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。目標額も決めてないという形ですけれども、基本的に保育所、

今事業の中で出てきたように、保育所に建設に充当するような形のお話もありましたけれども、例えばこういう支援基金の中で、ある程度のそうしたら額が必要な形になると思うんですけれども、例えば子育ての基金ですので、どういったところにどういうふうに基金を利用していくのか。形として今言うように漠然として保育所をつくるから、その保育所に、事業に使うのか、あるいは事業の建設に使うのか、保育所の子供たちの支援のために使うのか、その辺も考え方としてないとおかしいと思うんですけれども、それはどうなのかと、あと目標額も全然決めてないということなので、例えば今のお話からいったら、あくまでも保育所が、例えば統合保育所をつくっていくと、そのつくった中で対応していくということなのかどうか。全然基金の内容としてわからないんですけれども、その辺もう1回ご答弁いただければなと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今のところ額としては40万円程度というようなことでございますけれども、この中の、3件の中で、実は今後につきましてもご支援、ご寄附をしたいというふうなところの団体なんかもございます。来年度も事業をしまして、その事業の中から町の方に寄せたいというふうなご意向なんかもございました。これまで福祉課の方に寄せられる寄附金等につきましては、その時々例えば5,000円から5万円、10万円というようなことでたびたびちょうだいしたところなんですけど、直ちに寄せられた寄附金につきましては、歳入歳出の予算化をさせていただいて消耗品、あるいは備品等に使用させていただいていたところでございますけれども、今後につきましても、寄せられる寄附金の予定等もありますものですから、一定額をまとめて保育所建設の際の、例えば備品等の購入でありますとか、そういうものなんかには使っていきたいなというふうに思います。また、基金の造成が大きなものになった場合につきましては、事業等、子育て支援の各事業なんかにも使っていけるものではないのかなというふうに期待をしているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほど私の答弁の中で目標を全然決めてないという形でお話ししたり、今の答弁だと一定額を備品に充当して使うんだという答弁になったり、どれが本来の考え方なのかがちょっと全然わかりません、この今の答弁からいくと。一定額というところのどのくらいなのか。今回の指定の寄附、それをどのくらいまでふやして保育所の備品、今答弁だと備品にするというような話だけでも、明確にさっき決まっていなかったような話もしていたり、だから、その辺はどうなのか、わざわざこれ基金の条例つくって、これから子育て支援のために、寄附をしていただいた人たちのために有効に使っていくということが、今回の基金の条例の趣旨だと思うんですけれども。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。備品の購入等につきましては、その一例というふうな形で申し上げたつもりでございます。この基金につきましては、積み立て型の基金ということで、寄せられたそのご好意というものを有効に活用したいというふうなところですので、ある程度の案が固まった時点で、今後ともいろいろと論議してまいります新たな保育所の活用というふうなものの中で、例えば備品というふうなものが調達できるような金額になれば、そちらの方に活用したいというふうな意味で申し上げました。よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。今の答弁聞いていて、一定額という数字が出ただけけれども、一定額というのをちょっと教えていただけますか。おれもしかしたら聞き逃しているかも

しれないので。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。備品の購入にばかりこだわってちょっとお話しするよ
うな形になってございますけれども、今新たな保育所なんかの部分で、どういった形で、
どういった規模でとか、今決めているわけでした、新たなサービスというふうなものな
んかもその中でいろいろ議論してまいります。それで、施設の規模なりなんなりその中
身が決まっているわけでございますけれども、その中で、やはりこういった備品をそろ
えたいというふうなものなんかが出てまいりましたならば、その基金の方の積み上げの
部分、それを勘案させていただきまして、それが備品等が購入できる額であればその
方に取り崩して使いたいというふうに考えてございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、一定額はまだこれからと、そのように解釈して
いいんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。現段階では決めてございません。（「了解」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 10 号山元町子育て支援基金条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 8. 議案第 12 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第 12 号山元町敬老祝金及び特別敬老
祝金支給条例についてご説明を申し上げます。

お配りしてございます配布資料 No. 5 の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

条例議案の概要、高齢者に対し多年にわたり社会に貢献した功績をたたえ、社会的慣
習として長寿祝いの節目に祝金を支給し、敬老の意を表するとともに敬老思想の高揚を
図るため提案するものでございます。

1. 支給の内容です。年齢、祝金の単価、種別ごとにご説明申し上げます。

年齢としましては、喜寿 77 歳、5,000 円の支給です。種別、支給の方法等です
が、現金またはまごころ商品券を使ってというふうに考えてございます。米寿 88 歳、
1 万円、同じく現金またはまごころ商品券です。白寿 99 歳、5 万円の支給です。現金
により支給したいと考えてございます。百寿 100 歳、20 万円、現金の支給でござい
ます。

2. 施行期日、平成 25 年 4 月 1 日でございます。

以上、山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例についてご説明を申し上げます。
よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。
上記議案を提出する。

平成25年3月4日。山元町長齋藤俊夫。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例は、これだけ見ると改めてというか、独立して設定すると、そういう提案のように見えますが、これは実は前の方が廃止があつて、これが出てくるということで、前の部分の説明がないと、なかなかこの件についてどのような態度をとっていいのかというのがわからない部分があるので、お尋ねするわけですが、前の条例を廃止したわけですが、廃止してこれが新たにそれにかえてという形になると思うんですが、その前の廃止にした理由といたしますか、何が不足してというか、この廃止した理由についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。これまで敬老祝金につきましては、町では85歳以上ですか、一定の年齢になりますと毎年支給をしていたというふうな実績がございますけれども、近隣町村の動向等なんかも見まして、やはり新たな施策といたしますか、祝金の支給に限らず、敬老福祉事業というものにつきましてはさまざまな事業があるというふうなことが考えられます。その一つとしまして、今回その長寿対策基金のさらなる活用というふうな意味合いから、実は高齢者の方々に肺炎球菌のワクチン接種、そういった事業なんかを考えているところでございます。この長寿対策基金の使い道としまして、そのように新たな展開というようなことを図るべく、そしてまた、この長寿の祝い、そういったことに関しましては、その節目、節目に弔意を表するというふうな形に改めさせていただくというふうなところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。肺炎球菌とかそういうのを持ち出されると、なおそっちの方向にいつてしまうんですが、要は、これはこの目的にも記されておりますように、敬老思想の高揚を図る、あるいはこれまで社会に貢献した労をねぎらい、町民の敬老思想の高揚を図るのを目的とした。この目的の部分は、前に廃止されたのとほとんど同じ内容なんです。目的が同じなのになぜ、であるならば、改正する必要ないんじゃないと、改正というか、新たに設ける必要はないんじゃないかと。

要は中身については、この敬老祝金の配布する額が減ったと、対象を減らすということがこの中身が言っているんでないかということであるならば、何もあえて前の条例を廃止して新たにつくるという必要性があつたのかどうかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ちょっとご質問にお答えする前に、ただいまの前のご質問の際に、私からの回答といたしまして、弔意と祝意を間違えて発言いたしました。大変失礼申し上げます。

前の条例を廃止しなくても制度をそのままでというふうなお話ではございましたけれども、社会一般的に申しまして、長寿祝いというものにつきましては、先ほど説明の中で朗読いたしました喜寿、米寿、特に長命の方は白寿、百寿、そういったものでお祝いをするというふうなのが社会習慣になっているのではないのかなというふうに思います。そういった際に、町からの祝意をあらわすにしましても、そういった社会通年に合わせるような形で祝意の方を述べさせていただければというふうに、表するような形に

させていただければと思います。

なお、それらの額等につきましては、これまであった額をある程度伸ばす形でもって、その節目、節目というふうな形で祝意を表するという形にさせていただきますので、ご理解いただければというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。前の廃止された条例等の目的と、これほとんど変わらないと思うんですが、何で新たにあっちを廃止してこっちを新たに設けなければならなかったのかということについてお尋ねしたんです。内容が大きく変わった、あるいは前の制度の目的が大きく変わって、もうこの名前のおりの目的を達成できなくなったと、前の制度ではね。前の制度はちなみに、ありますように敬老祝金等支給条例を廃止する条例、こっちは、新たにできたのは、敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例、名前に変わったのは特別敬老祝金ということなんですが、よくよく見ると、前のは祝金と記念品も配るよと、それが特別祝金に変わったというだけの中身にしか受け取れないんですが。だから、その辺の変更したのがどのような目的、理由をもってこのように新たにつくらなきゃならなかったのかと。の理由になるのかどうか。だから、最初に言ったように、大きな変えた理由は何なのかということを知りたいんですが、そういう意味から。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ちょっと何度も説明繰り返すようになるかもしれませんが。社会通年上、喜寿とか米寿とかというふうなものが、やはり長寿というふうなもの節目だというふうに考えられます。これまで町の祝意をあらわすタイミングといえますか、そういったものを毎年ずっと同じようなことでやってきてはいたわけですけども、やはりある一定、社会的に認められたときにより多くの金額と言ったら大変申しわけないですが、その時々によりまして町の方からの祝意をあらわすというふうなやり方にしたいというふうな意味でございますので、その辺をご理解いただければなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。何回も同じような答えいただいて申しわけないけれども、それが理解できないから今確認しているんですよ。前の祝意をあらわす、その時々ということではなかったんですか、前のやつも。何歳が何ぼとか、何歳が何ぼとか。廃止する際に、この条例ちゃんと検討しましたか、前の条例。支給時期及び支給額ということについていろいろ述べてあるんですよ。それ今言ったような中身と全く同じ。ですから、変わったのは、この中身が縮小したというのが変更した内容なんでないですか。目的等々は、その理由については前も今も同じなんですよ、聞いた以上。

だから、何が変わったのかということ、その意図がよく読めないんですが、要は今までやってきたサービスといえますか、事業を大幅に縮小しようとするためにあえて前のを廃止して改めてつくっていく。説明では、流れでは、これだけを見ると何となくああ、これはいい制度できたんだ、これはというようなことになるんですよ。しかし、実はどうなのかということになれば、大幅に縮小した。このためによる減額はどのくらいに見積もっているんですか。

副町長（平間英博君）はい、議長。今回の条例の廃止と制定の関係で、法令審査の方の委員長を務めておりましたので、私の方から若干補足させていただいた上で、遠藤議員の金額等について担当課長の方からご説明申し上げたいと思います。

初めに、現行の敬老祝金等支給条例につきましてはの目的でございますが、ご案内の敬老思想の高揚という部分とあわせて、高齢者の福祉増進という二つの目的を持っており

ました。原資としては、長寿社会関係の基金を原資としてこの目的を達成するという趣旨での制定、支給条例でございましたが、今後の高齢者への特に福祉、健康増進の部分に視点を置いた場合、これまで3,000円等の現物支給を行ってございましたが、それによることではなくて、本来敬老思想の普及とあわせて高齢者の健康の維持、あるいは福祉増進のためにどのような施策を講じたらいいかという観点に立っての制度の見直しを行いました。その中で、敬老思想の普及という観点では、いわゆる節目、節目ごとに従来の支給額をふやすのとあわせて現物支給にかえて、逆に制度設計の狙いとしては、3,000円なりの支給をして、これを原資として、例えば今回当初予算にも計上させていただいております肺炎球菌の予防接種など、実際にそういった展開によって当初の支給条例の高齢者の健康の維持増進などの実現を図る形が今後適当ではないかということで、目的も改めさせていただいた上で、基金を原資として行う施策の展開を考えたということで、従来の条例を廃止をし、新しく今回提案しております条例を制定するという経緯がございますことを補足させていただきます。

なお、担当課の方から金額的なところをご説明申し上げたいと思います。

議長（阿部 均君）減額となる額について。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。金額ですね、これ今現在の制度でいきますと、予算額といえますか、トータルの額になりますけれども、1,200万円ほどになります。今回ご提案している制度でまいりますと330万円という形になってまいります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その部分だけ見れば大幅な後退と言わざるを得ません。そして、それにかわるものとして、目的は福祉増進、全く同じなんです、その福祉増進につながる、かわるもの内容についてお伺いいたします。

あわせて同じ内容で具体的なあれとして、その肺炎球菌に対してどのくらいの予算措置されているのか、あわせてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。高齢福祉の増進というふうな部分で、高齢者の健康の維持増進、こちらの方として新たに事業を提案させていただきますのが、高齢者肺炎球菌予防接種助成事業でございます。これにつきましては、70歳、75歳、高齢者になりますと肺炎球菌に感染する率が非常に高いというふうなことで、これを予防するためにこれらの事業等を行っていかうというふうなものでございます。額等のこともご質問にございましたので、来年度の事業費としましては140万円ほどを計上させていただいております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答えだけを考えると、さっぱり福祉増進につながっていない。700万円、800万円近く減らして、そして140万円出して何で福祉の増進って老人福祉関係言えるのか。

それから、あわせてお尋ねしますが、老人福祉関係の予算がこの2、3年でどのくらいの変化があるかお伺いいたします。ここ2年でいいわ。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。老人福祉の全体のですか。（「老人福祉費でいいから」の声あり）老人福祉の分野につきましては、予算とか何かの部分につきましては、それほど大きな変化はございません。ただ、この敬老祝金等につきましては、年々増大しているというような部分につきましては申し上げますことができるかとは思いますが。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この2年間で老人福祉費だけ見れば3,000万円も後退し

ているんですよ。3,000万円の後退というのは大した後退ではないと。今の説明ではそういうふうになるんですが、この老人福祉に対して、福祉費に対してだけでも、見ているのは。そういう変化の中で、何で福祉の増進と言えるのかというのが甚だ理解しがたいです。この敬老祝金条例はそのうちの一部というふうになるのかなとも思いますが、先ほど来の肺炎球菌、その肺炎球菌も、これちょっときょう時間がなくて調査できなかったんですけども、もしかすると、これは国絡みのもう含まれているのではないのかというふうにも思うんですね。その辺ちょっとこまい、今後予算の中でさらに確認していきたいと思うんですが、もしそうであるならば、大きな、こいつは多分胸を張って言える話ではないのではないかと、その肺炎球菌。やることは非常にいいことなんですよ、当然。それは国でも進めている、多分事業、これは、国はどこかの日赤かどこかの何かがあって、助成があって、そして対応できた。そして今年度もというようなのがちょっとうっすら記憶に残っている部分はあるんですが、そうした関係もあって、もしかすると、これは国絡み、何絡みで続けられている事業ではないかというふうにも考えるならば、町独自としての老人福祉に対する考え方というのは、もう本当に後退しているのではないかというふうに見えるわけですが、そういう中で、これは町独自の、唯一とは言いませんが、数少ない独自の老人福祉の施策ではなかったのかと。

そういったものがどんどん消え去っていくというのは、何となく寂しい気もしますので、確認、お尋ねしているんですが、その辺の状況についてはどうですか、町長でもいいんですが、現実に老人福祉費につきましては3,000万円後退しているんです、4億、5億の世界の中でね。そういう中で、先ほど来の説明では福祉増進のために改正する、改正と言いませんね、新たに設置するんだということになるわけですが、そうした背景のもとでできる内容として、これはそういうことでいいのかどうか町長にお尋ねします。老人福祉対策も含めて。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。高齢者福祉の関係でございますが、今担当課長の方からいろいろご説明させてもらっていますとおり、我が町でも高齢化率の進展といいますか、そういう状況が非常に年々上がっているような状況でございますので、やはりそういう高齢化社会を見据えた高齢者福祉のありようというふうなことで、今回祝金とあわせて、一方では高齢者の健康というふうなものを総合的に勘案する中でこの高齢化対策を進めていかなくちゃならないと、そんなふうな思いで改正をさせていただきたいというふうなことでございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の部分は非常に基本的な考え方なので、改めて確認しますが、高齢化社会を見据えてと、山元町の場合、老人福祉対策は将来を見据えて減額の方で動くのかということについていいわけですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。必ずしも予算を減額するということではなくて、さまざまな形でこの人生の節目、節目での敬老の意を、祝意を表する場面でありますとか、健康であるとか、生きがいであるとか、トータルの面でこの高齢者福祉に対応していかなくちゃいけないのかなと。必ずしも金額と連動する部分もあるんだろうというふうに思いますけれども、必ずしもそうでない部分もあるのかなと。全体としていい形をつくり上げることが我々のやはり知恵なり工夫じゃないのかなというふうに思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の町長の答弁を聞いてだれもが理解できないと思うんです

が、具体的に聞いたんですね、これまでね。現実には今挙げた諸課題といいますか、問題は現実に金額が減っているんです、減額されているんです。という事実があります。の中で、しかし、今町長は超高齢化社会に向けて、見据えていろいろな施策ということではありますが、そして、その前の前提として高齢者がどんどんふえていると。ふえているんだったならば、当然額もふえるというのが普通の頭を持ったときに出てくる答えではないのかなというふうに私は考えるわけですが、しかし、現実は違う、その現実の違いはどこにあるのということ、これ基本的な部分ですから、聞いているんです。

今言うように、金額的な問題ではないと。老人福祉対策は、今後の超高齢化社会に向けての対策は、山元町の対策としては金額が問題ではないというのが今の答弁で理解できたわけですが、私は全くそれと違うというふうに、という立場から改めて確認するんですが、やっぱりその辺、この件についても多分その政令、法令審査会ですか、あるいはその前にどのようなメンバーで、どのような議論を展開しこういう結論に至ったのか。これ内容は大幅変更ですからね。どのようなメンバーで、それが法令審査会を多分通ってきたものであるというふうに考えるわけですが、じゃあ、その法令審査会ではこの内容についてどの程度の審議があったのか、協議があったのか、これはもうそういう過程を経てくるとするならば、これはもう山元町の総意として我々に提起されているということなんですよ。そのくらい大事なことなんです。

とりあえずその前に、これはいずれ別なところでいって結論出すような流れになっているようですから、これ以上あれはしませんが、どの程度のメンバーで、どういう議論を展開してこの結論に至ったのか、その流れ、経緯についてお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。政策形成の過程というようなことでございましたけれども、先ほども出ておりましたが、その施策を決める政策調整委員会の方には一旦提案させていただきました。その後、当然町の執行部と詰めを行い、そして法制化としまして法令申請委員会の方にかけて、このような形でご提案させていただいているというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その政策調整会議なり、あるいは法令審査会だけでは何の異論もなくこれが通ったというふうなことで受け止めていいんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。何の異論もなくといいますか、当然会議でございますので、さまざまなご意見はこちらの方にもちようだいはいたしました。ただ、最終的な形としてこのようなことということで決定をさせていただいたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。こまい話につきましては、また次の機会といいますか、あるようですので、そういったところに移します。いずれにしても、こういう重大な内容のことは、そんなふうにすぐ返ってくるぐらいまで審議詰めていただいた上で提起してもらいたい。そして、私たちが今回はいっぱいあってね、まだまだ本当に調査した上で質問したかったんですが、そういう時間的余裕も私たちにありませんでした。そういうことも含めて、提案の仕方については今後気をつけていただきたい。仕方といいますか、提案する際にはきちっとした内容で提案していただきたいということを求めて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。廃止されるほう、元の制度で喜寿、米寿、白寿、あと百寿ですか、これそれぞれ幾らだったか、ちょっと私もその資料持っていませんので、まずそ

の点を伺います。各4期ごとの金額、前の。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、各祝いの節目ごとの前の金額というようなことでしたので、申し上げます。

77歳、喜寿につきましては3,000円、それから88歳、米寿につきましては3,000円プラス祝いの品としまして3,000円、合わせて6,000円ですね。それから99歳、白寿につきましては5万円、それから百歳、百寿につきましては10万円でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。済みませんが、もう一度確認しますが、一番最後の百寿、これ10万円ですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。一番最後といたしますと、100歳、百寿というふうなことでございますけれども、こちら10万円でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。先ほど来、いろいろ議論になっておりますけれども、かなりの減額になっているわけですね。喜寿でも3,000円が5,000円、これはふえたんですね。トータルで870万円、かつてこの制度は、各自治体とも敬老祝金は100万円の、要するに各自治体でも何といたしますか、町を代表するそういう祝金の制度だったわけですね。今回これから見ると、かなりトータルでも26万5,000円にしかならないと、この4期ごとのトータルでね。そういう意味で大幅な減額ということで、やはりここは再度検討し直すべきであろうと、このように思いますけれども、町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の節目の部分なり、トータルとしての支給総額というふうなことでございますが、今議員からもお話しちょうだいしましたように、ある時期はなかなか人生100歳を超えるというのはまれだというふうな状況があったわけでございますけれども、最近の長寿化傾向の中では平均寿命が相当全体として伸びていると、高齢化率も年々進んでいくというふうなことで、これは全国的にも同じような傾向の中で、それぞれの自治体、そのとき折々にやはり合致したような敬老祝い制度というふうなものを適宜見直しをしているというふうなことでございます。

先ほど担当課長から申しあげましたように、近隣の自治体等におきましてもいち早くそういうふうな取り組みがなされておりますし、私どもの長寿社会対策基金、これも年々減少の傾向にあるというようなことを考えた場合、やはり元気老人対策も含めた総合的な高齢者福祉対策を施すことによって、この高齢化社会を何とか乗り切っていかなくちやならないのかなというふうにご考えているところでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長、率直にね、お認めになっていただきたいと思う。つまりは高齢化社会になって今のままではもたないわ、その分ばり銭ばりふえてと、こういうことでしょうか。ですから、本当に残念ではあるが、断腸の思いでこういうふうにはやらざるを得ないんだと、こうおっしゃってくださいよ。そうなれば我々も理解は早い。それが福祉の充実とかね、それから敬老思想の高揚を図るためなんて提案されていらっしやいますが、それはあつたって現実な問題があるんだということをはっきりお認めいただいたほうが我々に理解はしやすいと、こういうことなんです、町長のお答えをいただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員からご指摘いただいたような側面も当然あるわけで

ございます。この問題については、町としてもいろいろこれまでの見直しの問題については一つの懸案というふうにも私も承知しておりますので、やはりこの町の高齢化、あるいは財政状況、こういうふうなものを総合的に勘案しながら、そういう中で高齢者福祉対策いかにあるべきかというようなことでの対応というふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。半分認めたような話であります。どうしても最後は敬老思想のというようなことに持っていきたがるんです。率直にお認めいただいたほうが我々議員としても理解しやすいということを行っているんで、提案したくないんだけど、やむを得ないんです。ということをお願いしたいんです。いかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の状況をトータル的に考えますと、大変残念でございますけれども、やはりトータルでこの福祉対策を進めざるを得ないというふうなことで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第12号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第12号は、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第13号、日程第10．議案第14号、日程第11．議案第15号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第13号山元町指定地域密着型サービス事業者の指定に係る基準等を定める条例についてご説明を申し上げます。

お手元でございます配布資料No.6をご覧ください。

条例議案の概要、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法令及び介護サービスの基盤強化のための関係法律の整備に関する法律が制定されたことにより、従来介護保険法や厚生労働省令によって定められていた指定地域密着型（介護予防）サービスの事業者の質に関する基準のうち、町が定めるべき基準について新たな条例を制定するものでございます。

1. 制定の内容、(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う特別養護老人ホームの入所定員、こちらを29名以下とします。

(2) 地域密着型サービス事業者の資格、法人でありかつその法人の役員等に暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないことを定めます。

2. 施行期日でございます。公布の日といたします。平成25年4月1日から適用となります。

3. その他、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う特別養護老人ホーム以外のその他の地域密着型サービスに関する入所定員や人員の配置等の詳細な基準等については、この条例と合わせて制定予定であります条例施行規則により、従来までの政令に準ずる定めとなっているところでございます。

以上、議案第13号山元町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定める条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号山元町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について説明を申し上げます。

配布資料No.7をご覧ください。これにより説明申し上げます。

条例議案の概要でございます。ただいま説明しました13号と同じ法令等が制定されたことによりまして、地域密着型サービスの事業における人員、設備及び運営に関する基準等について町の条例で定めることとされたことを受け、新たな条例を制定するものでございます。

1. 制定の内容です。(1) 指定地域密着型サービスの事業者の一般原則を定めるものでございます。第3条関係になります。

(2) 指定地域密着型サービスに該当する各種サービス等に関する基本方針を定めるものでございます。第4条から第12条関係になります。そのサービス名でございますが、①指定定期巡回随時対応型訪問看護でございます。その他9事業でございます。

2. 施行期日、公布の日といたします。平成25年4月1日からの適用となります。

3. その他といたしまして、上記9つの指定地域密着型サービス事業に関する入所定員や人員の配置等の基準等については、この条例の委任を受け詳細な基準等を規定する条例施行規則により、従来までの政令に準じて定めることとしております。

以上、議案第14号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第15号山元町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について説明を申し上げます。

配布資料No.8をご覧ください。

同じように法律が制定されたことに伴い、地域密着型介護予防サービスの事業における人員、設備及び運営に関する基準等について、町の条例で定めることとされたことを受け、新たな条例を制定するものです。

1. 制定の内容、(1) 地域密着型介護予防サービス事業者の一般原則を定めるものでございます。

(2) 指定地域密着型介護予防サービスに該当する各種サービス等に関する基本方針を定めるものでございます。3種のサービスがございます。

2. 施行期日、公布の日、平成25年4月1日からの適用となります。

3. その他、上記3つの指定地域密着型介護予防サービス事業に関する入所定員や人員の配置等の基準につきましては、この条例の委任を受け、詳細な基準等を規定する条例施行規則により、従来までの政令に準じて定めることとしてございます。

以上、議案第15号山元町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君) これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) お諮りします。ただいま議案となっております議案第13号、議案第14号、議案第15号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって議案第13号、議案第14号、議案第15号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長(阿部 均君) 日程第12. 議案第16号、日程第13. 議案第17号、日程第14. 議案第18号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長(森 政信君) はい、議長。議案第16号山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例のご説明を申し上げます。

配布資料のNo.9をご覧くださいと存じます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法による道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準について定めるため、提案するものでございます。

1. 制定の内容、地域主権一括法の施行等に伴い、条例で定める基準について政令、道路構造令の規定のとおり定めるものです。

条例委任対象、政令の規定のとおり定める項目でございます。植樹帯の設置に係る基準、舗装の構造に係る基準、排水施設の設置に関する基準、その他道路の構造に係る基準でございます。

適用を除外する項目、道路区分における第1種、第2種、高速自動車国道及び自動車専用道路及び第3種第1級一般国道に係る基準でございます。

道路区分における山地部に係る基準、路面電車に係る基準、積雪地域に係る基準でござ

ざいます。

条例委任対象外項目といたしまして、通行する自動車の種類に関する事項、建築限界、橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度でございます。

2. 施行の期日でございますが、平成25年4月1日から施行するものでございます。裏面をご覧ください。

条例改正の背景を記載させていただきました。地域主権一括法の施行等に伴うものでございます。

なお、条例の制定施行の時期は、地域主権一括法の規定により、平成25年3月31日までは猶予されております。以上、参考のご説明とさせていただきます。

以上、ご説明申し上げました議案第16号山元町町道の構造の技術的基準等を定める条例のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号山元町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.10をご覧くださいと存じます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者の移動、または施設の利用上の利便性及び安全性を向上する（以下、移動等の円滑化という。）ために必要な道路の構造に関する基準、移動等円滑化基準について定めるため提案するものでございます。

1. 制定の内容でございます。地域主権一括法の施行等に伴い、条例で定める移動等円滑化基準について、特定道路、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路を新設し、または改築する場合における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準のうち、参酌すべき基準について政令、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める政令の規定のとおり定める。

条例委任対象項目をご説明申し上げます。

政令の規定のとおり定める項目、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等の徒歩での移動に当たり、特にバリアフリー化が必要な道路であって国土交通大臣が指定したもの、特定道路に係る基準、歩道の幅員に係る基準、障害者用駐車施設の設置に係る基準、その他移動等円滑化のために必要なその他の設置等に係る基準でございます。

適用を除外する項目でございます。路面電車に係る基準、応雪施設に係る基準でございます。

2. 施行の期日、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました議案第17号山元町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号山元町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例のご説明を申し上げます。

資料のNo.11をご覧くださいと存じます。

さきにご説明申し上げました地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置基準等について定めるため提案するものでございます。

1. 制定の内容、地域主権一括法の施行等に伴い、条例で定める基準について政令、移動等円滑化のために必要な特定公園の設置に関する基準を定める政令の規定のとおり定めるものです。

条例委任対象、政令の規定のとおり定める項目、特定公園施設の設置に係る基準。

2. 施行期日、平成25年4月1日から施行するものであります。

3. 参考、条例改正の背景等に記載しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第16号、議案第17号、議案第18号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第16号、議案第17号、議案第18号については、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第19号、日程第16. 議案第20号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第19号山元町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例についてご説明申し上げます。

資料No.12番で説明させていただきます。提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の改正に伴い、これまで同法で規定されていた水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術者の資格に関する基準を条例で定めることとされたため制定するものでございます。

1. 制定内容でございます。(1) 布設工事監督者を配置する工事の種類、第2条関係でございます。

(2) 布設工事監督者の資格基準、第3条関係でございます。学校教育法などにおける指定学科科目を終了した実務経験者、10年以上の実務経験者、山元町の特例として、町内の水道事業における5年以上の実務経験者

(3) 水道技術管理者の資格基準、第4条関係でございます。学校教育法などにおける指定学科科目を終了した実務経験者、布設工事監督者の資格を有する者。

2. 施行月日でございます。平成25年4月1日でございます。

続きまして、議案第20号についてご説明いたします。

資料No.13でございます。

議案第20号山元町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例でございます。

提案理由でございます。水道で説明しましたとおり、地域主権一括法による下水道法の改正に伴い、これまで同法で規定されていた公共下水道の構造の技術上の基準を条例で定めることとされたため制定するものでございます。

1. 制定内容でございます。排水施設及び処理施設に共通する構造の基準、第3条でございます。堅固で耐久力を有する構造とすることなどでございます。

(2) 排水施設の構造等の基準、第4条関係でございます。排水管の内径は、規定で定める数値を下回らないものとするなどでございます。

(3) 処理施設の構造等の基準、第5条関係でございます。脱臭施設を設置し、臭気が発散しない措置を講ずることなどでございます。

(4) 終末処理場の維持管理に関する基準、第7条関係でございます。臭気が発散及び蚊、ハエなどの発生防止に努め、構内の清潔を保持することなどでございます。

2. 施行月日、平成25年4月1日でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) お諮りします。ただいま議案となっております議案第19号、議案第20号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって議案第19号、議案第20号については、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長 (阿部 均君) 日程第17. 議案第21号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長 (平田篤司君) はい、議長。議案第21号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

事前にご配布させていただいております配布資料No.14においてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、東日本大震災に伴う国保税の減免措置が平成24年度をもって終了することから、山元町独自の負担軽減策として財政調整基金の一部を活用し、国民健康保険税の税率の引き下げを行うため改正するものであります。

改正内容でございます。全ての加入者が該当する医療機関に支払う医療費等の医療給

付の基礎課税分でございますが、所得割を6.7パーセントを6.3パーセントに、均等割2万4,800円を2万3,400円に、平等割2万円を1万8,800円に。

同じくすべての加入者が該当する75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金分でございます。所得割3.4パーセントを2.5パーセント、均等割1万1,800円を8,700円に、平等割7,000円を6,600円に改正するものです。

また、40歳から65歳未満の加入者が該当する介護保険の運営費用に充てられます介護給付金については据え置きという改正でございます。

施行期日ですが、平成25年4月1日。

附則といたしまして、平成25年度の国民健康保険税から適用。平成24年度までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議案となっております議案第21号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第21号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第22号、日程第19. 議案第23号、日程第20. 議案第24号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。では、議案第22号山元町町民体育館条例の一部を改正する条例及び議案第23号山元町町民運動場条例の一部を改正する条例並びに議案第24号山元町町民プール設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案第22号につきましては、山元町第二体育館についての条例改正でございます。

議案第23号につきましては、山元町笠野海浜グラウンドについての条例改正でございます。

議案第24号につきましては、山元町町民プールの設置条例を廃止するものでございます。

3施設とも東日本大震災により津波及び地震により被災し、解体撤去、廃止することとしましたことから、条例改正並びに廃止する条例でございます。

それでは、議案第22号につきましては、お手元に配布していただいております資料15に基づいてご説明させていただきたいと存じます。

東日本大震災による津波で被災し、解体撤去した山元町第二体育館を廃止することとしたので、山元町町民体育館条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、第1点は、体育館の名称及び位置を定める第2条第2項の表から、「山元町第二体育館」の項を削るものでございます。第2点は、体育館の使用料を定めております別表第7条関係の見出しから、「第1号山元町体育文化センター・山元町武道館」の表記を削り、さらに2号の山元町第二体育館の表を削るものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日でございます。

続きまして、議案第22号につきましては、資料16、これに基づきましてご説明させていただきたいと存じます。

笠野海浜グラウンドにつきましては、東日本大震災による津波で流出いたしましたので、廃止することとし、山元町町民体育館条例から、運動場の名称及び位置を定める3条の表の「山元町笠野海浜グラウンド」を削るものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日でございます。

議案第24号山元町町民プールを廃止する条例につきましては、東日本大震災により被災しました山元町町民プールについて廃止することとしましたことから、山元町町民プール設置条例を廃止するものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日でございます。

以上、議案第22号山元町町民体育館条例の一部を改正する条例、議案第23号山元町町民運動場条例の一部を改正する条例、議案第24号山元町町民プール設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第22号山元町町民体育館条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第23号山元町町民運動場条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第24号山元町町民プール設置条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第21．議案第25号、日程第22．議案第26号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第25号山元町保育所条例の一部を改正する条例から説明を申し上げます。

お手元の配布資料No.18をご覧ください。

東日本大震災により被災し、解体撤去した東保育所を廃止することにしたので、山元町保育所条例の一部を改正するものでございます。

1．改正の内容は、保育所の名称、位置及び入所定員を定める第2条の表から、「東保育所」を削除するものでございます。

2．施行期日、平成25年4月1日でございます。

以上、説明を申し上げます。

続いて、議案第26号山元町立遊園施設設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

お手元の配布資料No.19をご覧ください。

東日本大震災により被災し、解体撤去した遊園施設を廃止することとしたので、山元町立遊園施設設置条例の一部を改正ものです。

1．改正内容、町立遊園の名称及び設置場所を定める第2条から、以下の遊園を削除するものです。初めに、「山元町立松風遊園、桜田遊園、梅田遊園、新浜遊園、合戦原遊園」でございます。

2．施行期日は、平成25年4月1日からです。

以上、議案第26号山元町立遊園施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。その新旧対照表に東保育所を削除するという、これは理解するんですが、この南保育所、この坂元字寺前に移るのはいつになるんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今回の改正につきましては、東保育所のみ削除というようにさせていただきました。南保育所につきましては、今合戦原の老人憩の家を借りて運営をしているところでございます。仮運営というふうなことでございます。

ので、南保育所、移転ともかくとしまして、これがはっきり決定してはございませんので、これにつきましては、仮運営でございますので、南保育所につきましては、そのままの条項を残させていただいたというようなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりは、南保育所は寺前に帰るのはいつだかわからないというように今のご答弁は聞いたんですが、ということであれば、南保育所所在地の名称になさったらいかがなものかなと思うんですが、私はこの際。それとも近々というか、1年以内ぐらいで寺前に帰るという目標が立つのであればいいんですが、せっかく一部を改正するのでありますから、移ったときまた寺前に直せばいい。実際問題合戦原にあるわけですから。その辺いかがですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。南保育所の関係につきましては、前あった場所、これが今回の地震によってちょっと地盤に問題があるというふうなことで、改めて南保育所のあり方をいろいろ検討しているところでございますので、その検討結果を待つというふうなことで対応しているところでございます。できるだけ早い時期に具体の場所を決める中で、この条例の方についても必要な改正をしてみたいというふうに考えているところでございます。もう少し時間をおかりしたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、何か時間がかかるということは、何か見通しが立たないみたいに聞こえるわけですね、答弁。そういうことであれば、南保育所を現在ある合戦原の住所にしたらいかがなものですかということをお願いしたんで、お答えいただきたいんです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現在の仮住まいの場所、ここがあくまでも仮住まいというふうなことでございますので、もう少し具体の場所の関係を整理した中で必要な対応をしていかなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますので、若干お時間をおかりできればというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。私どもも仮設住宅になっているんだよね、現実的に、住所は。そういうことでございますので、その辺のところから整合性をとったら当然でないのかなと思うんですが、改めてまたお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今回廃止させていただいた東保育所ということでございますけれども、いろいろ法令審査なりなんなりを経てのことなんです、その全体のその施設廃止等に係る条例等の改正につきましては、廃止、津波で被害がありまして新たなものを設置、確実にもうできないだろうというふうなものだけについて廃止の条例の方を削除させていただきました。

なお、町長も申しましたが、南保育所等につきましては、ただいま仮営業中というふうなことでございまして、今後の新保育所建設、そういったものの論議の中で新たな保育所の方向性が定まってくるといった場合につきましては、改めて条例等の改正なんかにつきましてはご提案させていただければというふうに考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。いや、私らだって、だから、仮設住宅が住所なんですよ。仮の。南保育所なくせなんて私言っているんでないんだよ。実際問題の住所にこの際条例変更なんだから、直されたらいかがですかということを行っている、合戦原に。わかりやすいんじゃないですか。もう一度。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。何度も同じ説明繰り返すようになるかもしれません。

仮で業務を行っている分につきましては、今回条例改正をしないというふうなルールですね、庁舎内でそのようなことに決めさせていただいたと。例えば前例、ほかに例としましては、山下第二小学校の例なんかがございますけれども、あちらと同じような形で仮に業務をやらせていただいている分につきましては、今回改正しないというふうなことでさせていただいたというところでご理解いただけるのかなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。第二小学校は、あくまでも向うの住所になっていると、こういうことでいいんですね。はい、了解します、じゃあ。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第25号山元町保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第26号山元町町立遊園施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第23. 議案第27号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第27号山元町共同作業所条例等の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

お手元の配布資料No.20をご覧ください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成25年4月1日から障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正となることから、山元町共同作業所条例等の一部を改正する条例を提案するものでございます。

1. 改正の内容です。（1）引用する法律名称の改正、こちらは旧障害者自立支援法を新障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と名称改正がございましたので、その条項を改正するものでございます。これに関係するものとしまして、1

共同作業所条例ほか、全部で4条例ございます。

(2) 引用する法律「名称」となっております。訂正をお願いします。引用する法律「条項」の改正でございます。大変失礼いたしました。こちら①にございます山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例、こちらの中に旧引用の部分として「第5条第12項」がございましたが、こちらが改正後「第5条第11項」に改められるものでございます。

施行期日でございます。平成25年4月1日です。ただし、2の①につきまして、平成26年4月1日というふうになります。

以上、議案第27号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君) これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから議案第27号山元町共同作業所条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君) 日程第24. 議案第28号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長(森 政信君) はい、議長。議案第28号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。

お手元に配布資料のNo.21をご覧ください。

朗読をもって説明とかえさせていただきます。

東日本大震災により被災した山元町町営桜田住宅54戸及び桜田集会所を廃止するとともに、新山下駅周辺地区の災害公営住宅75戸を追加するため、山元町町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

1. 改正の内容、町営住宅共同施設の名称及び位置を定める第3条の別表から桜田住宅54戸を削除するとともに、新山下駅周辺地区住宅75戸を追加するものであります。

2. 施行期日、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました議案第28号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 28 号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 25. 議案第 29 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第 29 号山元町駐輪駐車場条例を廃止する条例のご説明を申し上げます。

配布資料の No. 22 をご覧願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東日本大震災により被災し解体撤去した山下駅前及び坂元駅前駐輪駐車場を廃止することとしたので、山元町駐輪駐車場条例を廃止するものであります。

1. 施行期日、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 29 号山元町駐輪駐車場条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 26. 議案第 34 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第34号平成23年度山元町（繰）牛橋公園災害復旧工事その2請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料No.27にて説明をさせていただきます。

本案件は、東日本大震災で被災した牛橋公園の建築工事に係る災害復旧工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

項目及び内容についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的は、平成23年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その2でございます。

2. 契約の方法でございます。指名競争入札です。指名業者数は5社となります。裏面に記載のとおりでございます。ご覧いただきたいと存じます。

表紙にお戻りください。

3の契約金額は、一金1億2,810万円、消費税を含みます。落札率が99.51パーセントでございます。

4. 契約の相手方は、仙台市青葉区上杉一丁目15番17号、株式会社浅沼組東北支店支店長亀田鉦嗣でございます。

5. 工事の場所、山元町牛橋地内でございます。

6. 工事の概要をご説明申し上げます。本工事は、管理棟1棟、倉庫1棟、公衆便所1棟、本部棟1棟、ダッグアウト一塁側及び三塁側を各1棟、東屋及びシェルター、排水ポンプ槽でございます。資料の2枚目に復旧平面図を添付しましたので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

配布資料1にお戻り願います。

7. 工期ですが、契約の翌日から平成25年3月29日までとなります。

以上で議案第34号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

3番（渡邊 計君）はい、議長。ただいまの件で工事の概要の中にシェルターという項目出てきました。4か所なんですけれども、これの大きさというのはどの程度なんでしょうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。復旧平面図をご覧いただきたいと思います。

復旧平面図、グラウンドより右側にゲートボール場がございますが、このゲートボール場に4か所ほど設置されておるものでございます。高さは2メートル50程度のシェルターでございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。そうしますと、これはただ屋根をつくるだけという考えなんですか。高さが2メートル50ということは建物としてとらえるのか、お願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。柱と屋根をあわせて施工いたします。

3番（渡邊 計君）はい、議長。いや、シェルターというと一般的にちょっと避難所って解釈するか、私の頭の中ちょっと混乱しちゃうんですけれども、その屋根だけ、やっぱりそれもシェルターと称するんでしょうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。真ん中に柱がありまして、上に傘のようになっている構造の休憩所の柱でございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。休憩所のことをシェルターと称すると、そういう解釈でよろしいんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。そのような上屋を建築します。

議長（阿部 均君）シェルターと言うのかと、名称ね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。シェルターという呼び名でございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。ただいまの説明ちょっと聞き逃したので、もう一度お願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。シェルターという呼び名でございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。一般的にはシェルターというのは避難所という…、

議長（阿部 均君）発言を続けてください。

3番（渡邊 計君）はい、議長。シェルターというのは、一般的には避難所と解釈するとは思っているんですが、ただ単に屋根をつけただけでは日よけと、そういうふうな解釈ですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。はい、そうでございます。

3番（渡邊 計君）はい、議長。それなら、シェルターという言葉は使わないでほしいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただいま説明あった中で、落札率の関係ですけれども、99.

51パーセント。そうすると、全体で5社の指名という形で落札をした業者、それ以上一応予定価格よりも全部高かったということなのかどうか。これだとガチガチにもう100パーセント近い額という形になってしまうんですけれども、やはり資材の高騰とかの影響で予定価格を上回るような、そういった発注の仕方だったのか、たまたま1社だけということだったのかどうか、その辺確認したいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。入札の結果はご説明申し上げました金額でございますが、入札当日辞退等がございましたので、ご説明申し上げました落札業者で決定いたしました。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それだったら、課長、具体的にどこが辞退してどこだけ、例えば1社なのか、この浅沼組1社だけで、結局指名の中でみんな全部辞退したのかどうか、あるいは先ほど言ったように実際には予定価格より上回っていたのかどうか、そこをきちっと説明しないと。浅沼組に関しては、前の東田の仮設住宅のときに5社指名で辞退したのが3社だったのかな、そういう経緯もあるんで、これ実際にこの5社の中でいろいろ話し合いがされてという意味合いも出てくるのかなと思うんですよ、私そうなる。きちっと説明してください、説明。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。5社指名の中、辞退が4社ございまして、落札した結果ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。きちっと説明して、4社辞退して1社だけだから、99.51パーセントになったのかな。だから、それ、今の話はそうなんだけれども、指名する段階できちっと指名願出で、それで工事に関して、例えば指名するときにきちっと業者に、前の経緯もあって辞退するような業者を指名することが問題だという形で、委員会でも議会でもきちっとそういうお話はしているでしょう。それで、事前にちゃんと受け取ってもらった業者が直前に辞退する、どういう形で辞退したのかわからないけれども、

直前に辞退するという形になると、それこそ業者に対してのペナルティーだって私は必要だと思うんですよ。だから、そういうこともきちっと考えながらやっていかないと。そうしたら、1社だけに、5社せっかく指名したって、1社に仕事させるような形で発注したということなんですよ、町では。その辺、課長考えないの。

副町長（平間英博君）はい、議長。指名した業者は、今回の資料にございますとおり5社でございました。先に補正予算をお願いした時点で、若干当時もご説明したところではございましたが、従前牛橋公園のこのその2の工事については、12社指名を行って入札を行ったところ、すべての業者辞退という形で、その後入札結果の分析を行いました。その中で、辞退した業者のうち、資材高騰等により価格が折り合わないという回答を得た業者と、それから、その時点での部分ではございますが、受託した後の技術者が不足する、そういうことで辞退をした業者がございました。その中で、技術者が不足しているため辞退を申し出た業者を除かせていただいて、資材の高騰ため折り合わないという業者を改めて指名を申し上げて入札を実施するという経緯がございまして、結果その時点では、指名委員会で指名する業者の選定の時点ではそういった形で選定をした状況にございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今副町長から説明を受けた中で、12社指名して、その中で辞退が全部辞退して入札不調になったという形だと思うんですけども、実際にその中から5社を選んで指名しているわけだから、次のときに4社が辞退して1社だけというのをおかしく感じませんか。全然、これは前もそうなんです。仮設住宅のときも同じような形で、総務民生常任委員会でもそうだし、議会からも随分指摘受けていて、ある程度の価格を出してやって、その中できちっと対応できるような形で町でも配慮するというのが1つと、あと指名する時点できちっとやはり技術者の問題、あるいは資材の高騰の問題きちっと頭に入れた業者を指名すると、それは指名委員会の役目なんです。仕事をやらしてもらえないような、辞退するような業者を指名するような形だと指名委員会の役割果たしてないと思いませんか。

副町長（平間英博君）はい、議長。今回の入札発注に当たっての指名業者、5社ということで指名をすることになりましたが、間違いなくその時点では担当課の方で前回の不調になった部分の分析を行い、技術者が不足していないという情報を持ってこの業者ということで提案があったところでの入札でございましたので、その時点では選考については正しいものと理解しております。

ただ、その後の資材の高騰、あるいはその後山元町だけの受注をしている業者でない、指名した業者は山元町だけ受注していない業者だと思いますので、今回の辞退の理由を確認をした上で、次の発注の際に、辞退理由が技術者が不足しているということが理由で今回辞退したものであれば、ご指摘のとおり、次回の指名の際には係る業者については指名から外すというのが適当だろうなというふうに感じております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いや、これからの対応とすれば間違いなくそういう形で対応してほしいというのが1つと、あと実際にこれが初めてそういう形になったのではなく、何回か山元町の指名の中で、実際に辞退してもう1社なり2社なりという形、あるいは1社、そういうことも何回もあるんですから、指名する段階できちっと考えながらやっていかないとどうまかないと思うんですよ。それはその時点では大丈夫だったという話だけれども、その時点で、例えば技術者がいないとかいるとかという話きちっと指名委員

会の中でお話をしながら、技術者の人数とかというのも確認して指名していると思うんですよ。それで辞退するということは、やはり副町長言われるように、指名委員会の委員長言われるように絶対おかしいんでね、その辺はちゃんと1社だけでこの前のように本当に落札するという、あくまでも99.51パーセントといたらもう出来レースしかないですよ。それは私の考え方なので、あくまでも主観でしか言いようないんですけども、これはこれからの問題としてきちっとそれを対応してやはり適正な処理をすることと、あとこれからやはり公共事業、山元町の発注する場合の指名業者の考え方として辞退しないような形で、指名するんであれば選定していくと。それを十分頭に入れながらやってほしいということです。

副町長（平間英博君）はい、議長。議員ご指摘の部分踏まえて、受託するに当たって技術者の不足がないのか、そういった部分については、再度担当課からの提案の報告を受けて適正に実施してまいりたいと思います。

ただ、1点、指名した業者につきましては、どこの業者が指名したかは入札会場でなければわからないことですので、ご質問の中での例示として「出来レース」というお言葉がありました。そういった不正なことが起きないようにしっかりとやらせていただいているつもりでございますので、ぜひご理解をいただければというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。今副町長から答弁ありましたけれども、ここで今同僚議員が99.51パーセントの落札が明記されております。これをちょっと副町長にお伺いしたいんですけども、この数字で浅沼組が落札したということは、これに対して追加ということはありませんよね。そこの辺ちょっとお伺い、要するに99パーセントじゃなくて、120パーセントでも構わないと思うんですよ、おれ。予定価格より上回っても。要するに資材高騰していますよね、今いろんな形で。だから、これですべて本当にできるのか。仮にCMであればいろいろ条件つけられますよね。

副町長（平間英博君）はい、議長。私をご指名でご質問受けたものですから、一般論としてまずは申し上げます。

事前に、あと1点指名委員会の委員長の役割は、受注できる業者をきちんと指名して適切な入札執行が行われる部分の責任を持って取り組んでおります。実際の予定価格の内容については、私委員長の立場では一切承知しておりません。その点まずはご説明いたします。

その上でなんですが、受注後に当然価格の高騰等があって、受注後に事業を継続できない、工事を継続できないという場合には、私の記憶ですが、前回の臨時会でもご説明した経緯がございますが、インフレ条項というのを契約書に入れさせていただいています。それが実際に資材の高騰等によってどうしても当初の契約どおり工事を進められない状況が確認できた場合には、町と受注業者とで協議を行いまして契約額のその分上乗せをするといいますか、そういったルールが実際ございます。

ただ、一方で、そういった状況があるのは現状として理解できるんですが、当初の予算をもって工事の発注を行いますので、現実的には、今回は補正予算をお認めいただいた上で工事の積算を行いました。ということは、1回不調になったところから事務的にはある程度余裕を持った予算措置を講じて設計額を組むことができないので、ぎりぎりの予定価格になって、結果として受注額と予定価格に近い数字になって結果99パーセ

ントという部分になったことが一般論としてですが、推測できるかなというふうに思っております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、今の説明だとスライド条項が適用されているというふうに解釈していいんですか。

副町長（平間英博君）はい、議長。今回の案件についてもスライド条項は条文として入っております。（「了解です」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2 番（岩佐哲也君）はい、議長。今インフレ条項、スライド条項ということで出てきたので、ちょっとこの件で確認しておきますけれども、今現在スライド条項で適用になっているのは鋼材と石油だけが認められるということだと思んですが、違いませんか。私はそんなふうに解釈しているんですが、それ以外のやつは、物価上昇は反映させるということではできないというふうに解釈しているんですが、いかがでしょうか。

副町長（平間英博君）はい、議長。現在のスライド条項については、費目を特定したものではありません。一般的な条項として、契約条項としては一般的な形で入れております。現在の状況とかを踏まえて、いわゆる県の方から物価単価を示されることになりますので、そういった中で個別に検討協議していくことになるというのが、これからの流れだご理解いただければと思います。

2 番（岩佐哲也君）はい、議長。わかりました。私が一つ質問間違えましたので訂正。石油でなくてコンクリートでした。鉄鋼と、鋼材とコンクリートという記憶、その兼ね合い、了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 3 4 号平成 2 3 年度（繰）牛橋公園災害復旧工事その 2 請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 3 4 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は 4 時 1 0 分といたします。

午後 3 時 5 8 分 休 憩

午後 4 時 1 0 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第27．議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。それでは、議案第35号第4次山元町国土利用計画についてご説明させていただきます。

お手元の配布資料No.28をご覧くださいと思います。

まず、提案理由でございますが、国土利用計画法第8条第1項の規定により第4次山元町国土利用計画を策定するに当たりまして、同法第8条第3項の規定に基づき、議会の議決を得るものということでございます。

1．国土利用計画の構成、（1）町土利用に関する基本構想、（2）町土利用の目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要、（3）（2）に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要ということになってございます。

2の方に参考といたしまして、（1）国土利用計画の体系及び役割ということで、市町村計画につきましては、都道府県計画を基本とするということになってございます。また、国土利用の基本理念、地目ごとの基本方向、地目ごとの目標設定など、県計画、それから町計画の相互調整を図るということになってございます。

②といたしまして、国土利用計画は、町区域内の土地利用の方向性を示す行政上の指針になるということになってございます。個別法に基づく都市計画等の諸計画は、国土利用計画に即して策定するという事になってございます。

なお、今回の計画は、震災復興計画と整合性がとられたものになっているということになってございます。

続きまして、（2）住民の意向の反映といたしまして、今回住民の意向を反映するために広報紙、それからホームページでのパブリックコメントの募集を行っているというようなことになってございます。

（3）要旨の公表と知事への報告ということで、計画策定の場合には県知事に報告するとともに、町の公式ホームページへの掲載を予定しております。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、議長を除く全員で構成する第4次国土利用計画審査特別委員会を設置、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第35号については、議長を除く全員で構成する第4次国土利用計画審査特別委員会を設置、これに付託し審査することに決定しました。

第4次国土利用計画審査特別委員会の方々は、直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩します。

午後 4時14分 休憩

午後4時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）第4次国土利用計画審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告をさせます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。

第4次国土利用計画審査特別委員会の委員長に青田和夫君、副委員長に菊地八朗君がそれぞれ選任されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。第4次国土利用計画審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって第4次国土利用計画審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査権と第100条の調査権を委任することに決定しました。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま第4次国土利用計画審査委員会に付託しました議案第35号については、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月22日午後5時までに審査が終了するよう期限をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。一応期限をつけていただくのはわかりませんが、先ほど特別委員会の中で、審査が終了しない場合は延長もあり得るという決議をしておりますので、その辺を議長に申し上げておきます。

議長（阿部 均君）ただいまお諮りいたしました3月22日午後5時までに審査を終了するよう期限をしたいと思います。

ただし、ただいま佐山富崇君より審議の結果においては延長もあり得るということを皆さん頭に置いていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって第4次国土利用計画審査特別委員会に付託しました議案第35号については、3月22日午後5時までに審査が終了、または延長することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第28．議案第38号、日程第29．議案第39号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第38号及び議案第39号につきまし

て、一括してご説明させていただきます。

今回区域外における公の施設の廃止及び移設に関する協議でございます。

まず、議案第38号の資料、議案の概要をご覧くださいと思います。

今回、廃止及び移設をする理由でございますが、JR常磐線浜吉田互理駅間の運転再開に伴いまして、互理駅と山元町内のJR各駅等を連絡します直行バス路線を廃止いたします。さらに、新たにJR浜吉田駅と山元町内のJR各駅等を連絡する直行バス路線を設けるといことから、まずJR互理駅東口の広場内に設置している停留所を廃止いたしまして、今現在ございます浜吉田駅西口のバス停を移設すると、そういう協議でございます。

それでは、現行直行バスの路線運行の概要を説明させていただきます。

まず、停留所ですが、現在坂元駅、山下駅、互理駅東口ということで、後ろの地図をご覧くださいいただければと思いますが、この紫のラインに基づいて今運行しているという状況でございます。

廃止の場所ですが、こちら一番上でございます互理駅東口広場内、こちらを今回公の施設を廃止するという協議を互理町に対して行うものでございます。

廃止の理由につきましては、今申し上げたとおりでございます。

廃止日については、平成25年3月16日土曜日ということになってございます。

議案第38号の議案の方に戻っていただきまして、一応互理町に対する議案の概要をご説明いたします。

協議についてということで、地方自治法の規定に基づきまして、互理町に対して公の施設の廃止に関する協議を行うものでございます。

施設の名称は、山元町町民バス、廃止の場所が互理字西郷169ほか地内でございます。廃止の理由につきましては、今申し上げたとおりでございます。

続きまして、議案第39号の方にまいります。議案第39号の議案の概要をご覧くださいいただければと思います。

こちら先ほど申しましたとおり、浜吉田互理駅間の運転再開に伴いまして、JR直行バスを浜吉田までにするというものでの提案でございます。

直行バス路線の変更の概要でございます。こちら別図をご覧くださいながらと思いますが、坂元駅、山下駅、浜吉田駅西口の間での直行バスの運行となるものでございます。ご覧のとおりルートになってございます。

今回の移設につきましては、浜吉田駅西口のバス停をJAみやぎ互理の吉田支所の前に移設すると、そういうような移設の内容となっております。

運行距離につきましては、往復約12キロ、所要時間約23分となっております。運行バスの台数、ダイヤ等につきましては、ご覧のとおりとなっております。

それでは、議案の方にまいります。議案第39号をご覧くださいと思います。

こちら地方自治法の規定に基づきまして、互理町と区域外における公の施設のこちらは移設に関する協議を行うものでございます。こちらについて議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、山元町町民バスでございます。

施設の場所ですが、移設前が互理駅吉田字流14番の4、移設後は同じく146番の70、先ほど申しましたJRみやぎ互理吉田支所地内でございます。

移設の理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

使用条件ですが、互理町民の当該施設の使用については、山元町町民バスの設置及び管理等に関する条例、規則及びその他の規程等の定めるところによるということになっております。

使用料につきましては、互理町民の使用料は、山元町町民バスの設置及び管理等に関する条例の定めるところによるというところで無料となっております。

経費の負担でございますが、施設の整備及び維持管理に関する経費の負担については、原則として山元町が負担すると、そのような内容になってございます。

以上が議案第38号、第39号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第38号区域外における公の施設の廃止に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第39号区域外における公の施設の移設に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第30. 請願第1号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、今回請願されています「磯大壇地区・合戦原赤坂地区への防災集団移転」に関する請願書。

件名、磯大壇地区・合戦原赤坂地区の防災集団移転に関する件。

要旨、平成23年3月11日の東日本大震災以降多くの町民が町を離れております。しかし、私たち山元町の沿岸部で暮らして被災した住民（磯、中浜、町、新浜、笠野）は郷土を愛しており、復興させて山元町で生活を続けていきたいと思っております。

また、漁業及び農業（水稲栽培、苺栽培）を復興させ我々山元町の産業を守るためには職住が近くにある必要があります。そこで磯大壇地区と合戦原赤坂地区に防災集団移転を希望するものであります。

一刻も早くこの2箇所への防災集団移転を認めていただきたくそれぞれの地に希望する住民の名簿を添えて地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

平成25年2月8日

提出者 磯大壇地区に集団移転を希望する会
代表者山元町坂元字磯北谷地41番地
星 新一

提出者 合戦原赤坂地区に集団移転を希望する会
代表者山元町高瀬字天王川8-2
嶋田博美

その次項に磯大壇地区の集団移転希望者、その裏面に合戦原赤坂地区の集団移転希望者の名簿があります。

平成25年2月8日

山元町議会議長阿部 均殿

紹介議員 岩佐 豊

紹介議員 岩佐哲也

以上です。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。本請願については、山元町議会会議規則第91条第1項の規定により、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって請願第1号については、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第31. 請願第2号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。6番遠藤龍之君登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。

それでは、ただいまより乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願について、提案するに至ってのご説明をさせていただきます。

この請願書の内容につきましては、皆さんお手元に配布されております請願書を参考にさせていただきたいと思っております。

この請願につきましては、この請願の趣旨・理由の中にもありますように、現在宮城県の乳幼児医療費助成制度が通院2歳まで、そして入院就学前までを対象にしており、

全国的に見ても宮城県は最低の4県のうちの一つに入っているということでもあります。

一方で、全国を見てみますと、通院助成を就学前まで拡充した県が26県、それ以上助成する件が12県あります。群馬県、東京都、鳥取県は15歳年度末までを助成しているようであります。また、宮城県内市町村を見てみますと、石巻市、東松島市、気仙沼市がこの震災後もこの制度を拡充しております。昨年9月、10月からは岩沼市、松島町、大郷町、南三陸町が拡充をし、さらに、新年度から塩竈市や白石市、多賀城市、大河原町、柴田町、七ヶ浜町でも拡充する予定となっているようであります。

この全国最低水準の宮城県の乳幼児医療費助成制度をめぐるしまして、昨年の宮城県議会では、定例会の決算特別委員会保健福祉分科会でこういったものが取り上げられ、県議会内でも全国最低水準でいいのかという意見が大勢を占めるまでになっているようであります。ということから、せめて全国平均並みの通院助成年齢を就学前まで県として拡充するよう意見書を提出していただきたいというのが、この請願書の提案理由となっております。

なお、この意見書につきましては、同様の意見書につきましては、これまで県内35自治体ある中で24自治体が同様の趣旨の意見書を既に県に提出しているということでもあります。山元町も今回の去年、昨年からですか、この乳幼児医療費助成制度につきましては、入院については中学卒業までの助成まで拡充するというふうな評価される施策を進めているわけでありますが、しかし、これを進める際に当たっては、それなりに町独自ということになるわけで、その負担が非常にかかるということもあります。県が最低でも就学前まで、この意見書にありますように取り上げてくれれば、これまで町が独自に出していた1,000万円内外の金がほかに充てられると、いろいろ財源の使い方が生まれてくるというようなこともありますので、ぜひとも皆さん十分ご審議の上、ご配慮あるご可決をいただきたい、このことをお願いいたしまして、提案する説明とさせていただきます。以上です。

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。本請願については、山元町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって請願第2号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 4時45分 散 会

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを認め、同法同条第2項の規定により、ここに連署する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____